

3. 太田川の現状と課題

3.1. 治水に関する現状

3.1.1 大臣管理区間の現状

太田川水系においては、過去に発生した洪水や高潮をもとに計画を策定・改定し、これらの計画に基づき、堤防や河道の整備、太田川放水路や温井ダムの建設等による治水対策を着実に進めてきました。

しかし、河川整備基本方針に定めた治水安全度を確保し、地域の安全・安心な暮らしを守るためにには、現状の整備水準では万全とは言えません。

太田川水系河川整備基本方針では、基準地点玖村において、基本高水のピーク流量 $12,000\text{m}^3/\text{s}$ のうち、 $4,000\text{m}^3/\text{s}$ を洪水調節施設により調節し、河道への配分流量を $8,000\text{m}^3/\text{s}$ と定めています。

現在、既設の温井ダムによる洪水調節機能を有していますが、水系全体として洪水調節機能が不足している状況です。

また、太田川水系では、近年、観測史上最大となる洪水及び高潮が発生しています。

洪水に関しては、平成 17 年 9 月の台風第 14 号により、中流部を中心として、浸水家屋 486 戸（家屋全壊：4 戸、一部損壊：44 戸、床上浸水：284 戸、床下浸水：154 戸）と甚大な被害が発生しました。

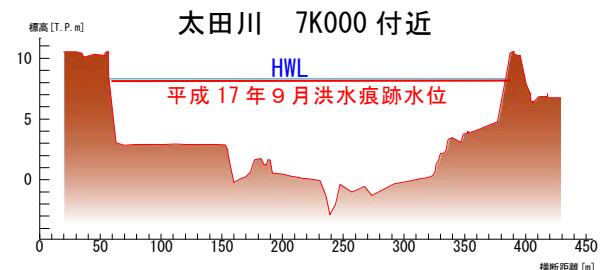
この洪水は、流域平均 2 日雨量 240mm （基準地点玖村上流域）を記録し、矢口第 1 地点において計画高水流量の約 9 割にあたる洪水のピーク流量約 $7,200\text{m}^3/\text{s}$ を記録しました。このとき、温井ダムにより最大約 $180\text{m}^3/\text{s}$ の洪水調節を行うとともに、利水ダムによる貯留や中流部での氾濫があったため、これらを考慮すると、 $7,200\text{m}^3/\text{s}$ 以上の洪水が発生していたものと考えられます。

幸いにも、下流部では外水¹⁾による浸水被害は発生しなかったものの、計画高水位と同程度のピーク水位を記録し、市内派川の天満川觀音地区では、河岸高まで水位が迫り水防活動により浸水被害を防止しました。

また、河道内の樹木の多くが倒伏し、一部は流失しました。さらに、太田川と市内派川の洪水分派機能を持つ大芝水門・祇園水門の分派点では、河川整備



図 3.1.1 位置図



太田川 7K000 付近

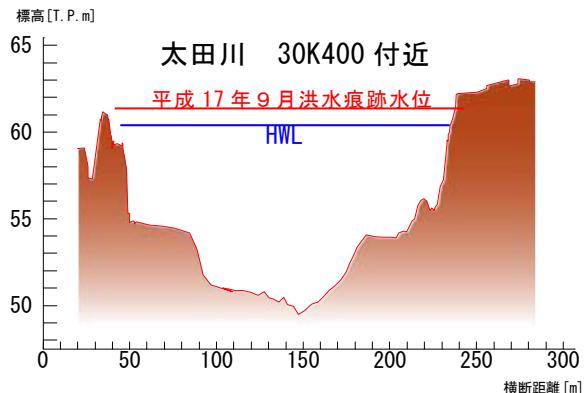


図 3.1.2 平成 17 年 9 月洪水の痕跡水位

¹⁾ 外水とは、堤防を境界として河川側に流れる水をいう。

基本方針で定めた計画高水流量 $8,000\text{m}^3/\text{s}$ 流下時の洪水分派比（太田川 $4,500\text{m}^3/\text{s}$ ：市内派川 $3,500\text{m}^3/\text{s}$ ）と比較し、太田川側に多めの洪水流量（太田川 約 $4,500\text{m}^3/\text{s}$ ：市内派川 約 $2,800\text{m}^3/\text{s}$ ）が分派しました。

中流部では、各所で計画高水位を上回る痕跡を記録するとともに、計画高水流量と同程度の流量（約 $6,000\text{m}^3/\text{s}$ ）を記録し甚大な家屋浸水被害が発生しました。

根谷川では、平成 26 年 8 月豪雨により、三入雨量観測所（気象庁）で時間雨量 101mm 、累計雨量 257.5mm の降雨を観測し、新川橋水位観測所で観測史上最高水位（ 3.53m ）を記録しました。また、流量も観測史上最大となる約 $610\text{m}^3/\text{s}$ を記録しました。これにより、浸水家屋 352 戸の甚大な被害が発生しました。

三篠川では、平成 30 年 7 月豪雨により、流域の 2 日雨量としては観測開始以降最大の 405mm となり、中深川水位観測所で、計画高水位（ 5.24m ）に迫る観測史上最高水位（ 5.02m ）を記録しました。また、流量も観測史上最大となる約 $1,600\text{m}^3/\text{s}$ を記録しました。これにより、浸水家屋 787 戸の甚大な被害¹⁾が発生しました。

高潮に関しては、ゼロメートル地帯である下流デルタ域において、平成 3 年、11 年、16 年と度々高潮が発生し、甚大な高潮被害に見舞われました。

平成 3 年 9 月（台風第 19 号）による高潮では、広島中心市街地において浸水家屋 2,529 戸（床上浸水：575 戸、床下浸水：1,954 戸）と甚大な被害が発生しました。この高潮では、観測史上 2 番目となる最高潮位 T.P. +2.91m を記録しました。

平成 16 年 9 月（台風第 18 号）では、平成 3 年 9 月の高潮を上回る、観測史上最高の潮位（T.P. +2.96 m）を記録しましたが、再度災害防止のために実施された高潮堤防整備の効果もあり、その被害は平成 3 年 9 月高潮と比較し大きく軽減されました。

太田川水系の大蔵管理区間 129.37km のうち、堤防が必要な延長は 121.6km （堤防不要区間及び高潮対策区間を除く）で、令和 2 年 3 月末時点での計画堤防²⁾の延長は 69.1km （約 57%）、暫定堤防³⁾の延長は 30.5km （約 25%）、堤防未施工延長は 22.0km （約 18%）です。下流デルタ域及び下流部では概ね堤防は概成しているものの、支川や中流部では、未だ整備水準が低い状況です。

¹⁾ 平成 30 年 7 月豪雨における浸水被害状況は速報値。

²⁾ 計画堤防とは、計画高水流量に応じて確保すべき堤防高、天端幅、法勾配を全て満足している堤防をいう。

³⁾ 暫定堤防とは、計画堤防に該当しない堤防をいう。

3. 太田川の現状と課題

表 3.1.1 堤防整備延長（高潮対策区間を除く）

	計画堤防	暫定堤防	未施工	堤防不要
延長(km)	69.1	30.5	22.0	80.0

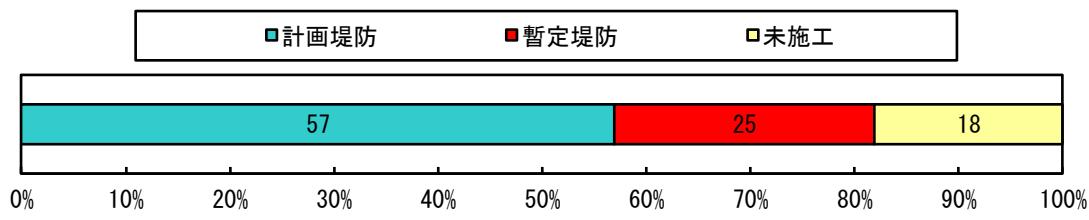


図 3.1.3 堤防整備率（高潮対策区間を除く） ※令和2年3月末時点

表 3.1.2 高潮堤防整備延長

	計画堤防	暫定堤防	未施工	堤防不要
延長(km)	0.2	32.9	1.6	0.5

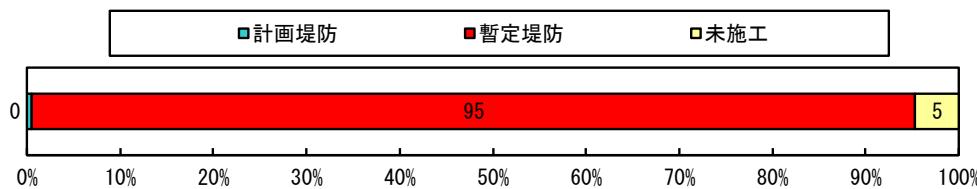


図 3.1.4 高潮堤防整備率 ※令和2年3月末時点

また、太田川の大臣管理区間に築造された堤防は、主に昭和初期より順次整備されてきたもので、築堤年代が古く、多くの区間で堤防の内部構造が不明確な部分も多いため、平成15年度より堤防の浸透に対する安全性照査(照査総延長：約42km)を実施しました。照査の結果、約4割にあたる約17.9kmで、必要な安全性が確保できていないことが判明し、令和2年3月末時点で、約7.4kmの対策を実施していますが、未だ約10.5kmにおいて未対策となっています。

平成23年3月11日には、東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）が発生し、日本の地震観測史上最大となるマグニチュード9.2、宮城県栗原市では震度7を観測するとともに、巨大な津波が発生し、各地の河口周辺の河川管理施設をはじめとする公共土木施設に甚大な被害を与えました。

この中には堤防機能を失するような大規模な被災もあり、基礎地盤の液状化、堤体の液状化による被災が多数発生しています。

「南海トラフの巨大地震モデル検討会」においては、太田川流域に大きな影響をおよぼす可能性のある太平洋側のプレート境界型地震は、東海・東南海・南海地震であり、今世紀前半に発生する可能性が高いと指摘されています。

下流デルタ域はゼロメートル地帯となっており、地震発生時の地盤の液状化による堤防の沈下に伴い、比較的発生頻度が高い津波（概ね数十年から百數十年に1回程度の頻度で発生する津波）による災害の発生のおそれがあるため、想定される最大クラスの地震動（レベル2地震動¹⁾）に対する堤防の耐震対策が必要ですが、対策必要区間5.4kmに対して、令和2年3月末時点では、未対策となっています。

3.1.2 近年の豪雨で明らかとなった課題

これまで、国土交通省では、平成27年9月関東・東北豪雨による鬼怒川の堤防決壊で、逃げ遅れによる多数の孤立者が発生したことを受け、河川管理者をはじめとする行政や住民等の各主体が「施設の能力には限界があり、施設では防ぎきれない大洪水は必ず発生するもの」へと意識を改革し、社会全体で洪水氾濫に備える「水防災意識社会」を再構築する取組を進めてきました。

平成28年8月には北海道や東北地方を相次いで台風が襲い、東北地方の県管理河川の氾濫被害で要配慮者利用施設において逃げ遅れによる犠牲が発生したことを受け、平成29年5月に水防法等を改正し、河川管理者・都道府県・市町村等で構成し減災に向けた目標の共有や対策の推進に取り組む協議会制度を法定化等するとともに、同年6月には概ね5年間で実施する各種取組の方向性や進め方等を『水防災意識社会』の再構築に向けた緊急行動計画（以下、「緊急行動計画」という。）としてとりまとめ、都道府県が管理する中小河川も含めた全国の河川における「水防災意識社会」を再構築する取組を加速させました。

具体的には、太田川水系の大臣管理区間では、「水防災意識社会再構築ビジョン」を踏まえ、沿川の広島市、安芸太田町、府中町はもとより、広島県、広島地方気象台、中国地方整備局で構成される「太田川水系大規模氾濫時の減災対策協議会」²⁾（以下、「減災対策協議会」という。）を平成28年6月に設立しました。

減災対策協議会では、施設の能力には限界があり、施設では防ぎきれない大洪水は必ず発生するものという視点に立ち、過去の災害の教訓から課題を抽出し、平成28年11月に地域の取組方針として定め、その取組方針では概ね5か年の防災・減災対策の目標を『太田川水系河川整備計画に位置づけられる事業の早期完成に向け事業推進を図りつつ、大規模水害に対し、地域別の氾濫特性を踏まえたハード・ソフト対策を推進し、「逃げ遅れゼロ」「社会経済被害の最小化』を目指す。』と定めました。

1) レベル2地震動とは、対象地点において現在から将来にわたって考えられる最大級の強さを持つ地震動をいう。

2) 国土交通省では「水防災意識社会再構築ビジョン」として、すべての直轄河川とその氾濫により浸水のおそれのある市町村において、水防災意識社会を再構築する協議会を新たに設置して減災のための目標を共有し、令和2年度を目処にハード・ソフト対策を一体的・計画的に推進することとしている。太田川水系大臣管理区間では、この方針を踏まえ、地域住民の安全・安心を担う沿川の1市2町（広島市、安芸太田町、府中町）、広島県、広島地方気象台、中国地方整備局で構成される「太田川水系大規模氾濫時の減災対策協議会」を平成28年6月1日に設立し、水防法改正に伴い、平成30年3月29日に法定化された。

3. 太田川の現状と課題

このような中、平成 30 年 7 月豪雨や平成 30 年台風第 21 号等では、これまでに整備した堤防、ダム、砂防堰堤、防潮水門等が確実に効果を発揮し被害を防止・軽減した一方で、長時間にわたる大雨による水害・土砂災害の複合的な発生や、社会経済活動に影響を及ぼす広域的な被害の発生、ハザードマップ等のリスク情報が住民の避難につながっていない等の課題が明らかとなりました。

また、平成 30 年 7 月豪雨では、高梁川の背水影響（バックウォーター現象¹⁾）等により小田川の水位が上昇し、小田川及びその支川で 8ヶ所の堤防が決壊しました。これにより倉敷市真備町では、2,000 名を超える「逃げ遅れ」が発生するとともに、甚大な人的被害及び社会経済被害が発生しました。

これらの課題への対応として、洪水氾濫や内水氾濫、土石流等の複合的な発生等に対応する「事前防災ハード対策」や、発災時の応急的な退避場所の確保等の「避難確保ハード対策」、地区単位の個人の避難計画作成をはじめとする「住民主体のソフト対策」を推進するため、「緊急行動計画」を改定し、減災対策協議会の場を活かし、行政以外も含めた様々な関係者で多層的かつ一体的に推進することで、「水防災意識社会」の再構築をさらに加速させる必要があります。



図 3.1.5 平成 30 年 7 月豪雨時的小田川における高梁川の背水影響
(バックウォーター現象)

出典：明日の高梁川を語る会 資料-2 平成 31 年 2 月 28 日

¹⁾ 本川と支川の水位が高い時間が重なって、支川の洪水が流れにくくなる現象。これにより、支川の水位が上昇し、堤防決壊に繋がる場合がある。

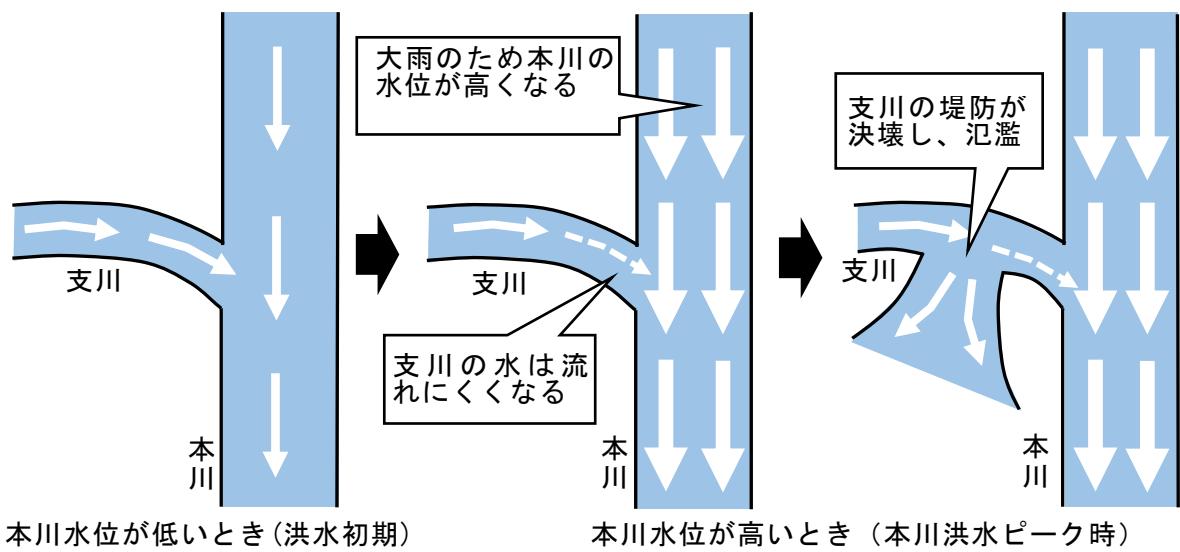


図 3.1.6 バックウォーター現象による氾濫のメカニズム

3.1.3 気候変動の影響による課題

近年、我が国においては、時間雨量 50mm を超える短時間強雨や総雨量が数百 mm から千 mm を超えるような大雨が発生し、全国各地で毎年のように甚大な水害が発生しています。

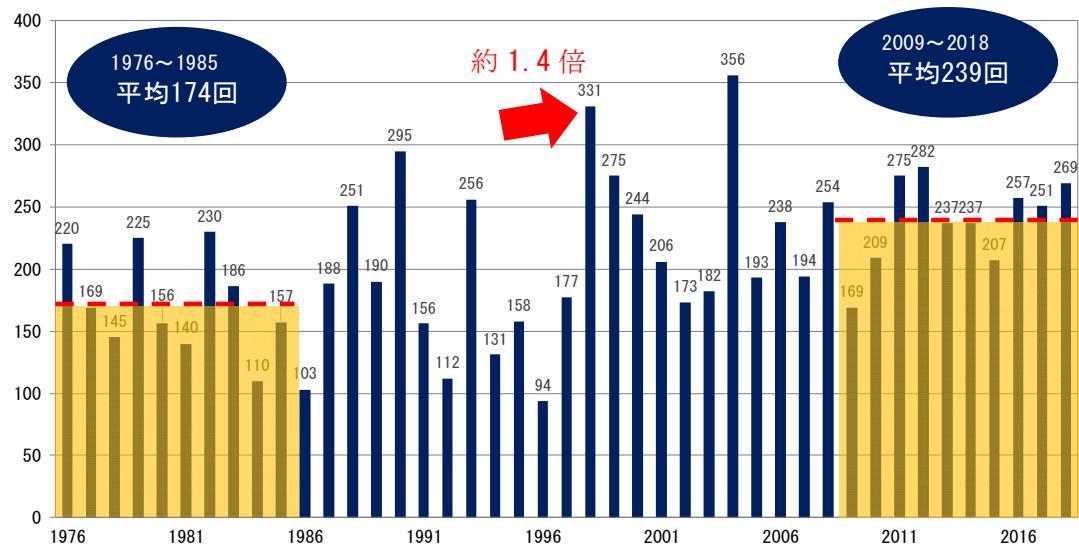
今後さらに、地球温暖化に伴う気候変動の影響により、大雨や短時間強雨の発生頻度、大雨による降水量などが増大することが予想されています。また、平成 30 年 7 月豪雨においては、気象庁が初めて個別事象について、その背景要因として気候変動の影響に言及したところです。また、令和元年東日本台風では、堤防決壊、越水により広域的に人命や家屋、社会経済に甚大な被害をもたらしました。

このように、施設の能力を上回る外力（災害の原因となる豪雨、洪水、高潮等の自然現象）による水災害が発生する懸念が高まっているため、気候変動に伴う水災害の頻発化・激甚化など、様々な事象を想定し、対策を進めていくことが必要となっています。

現在、「気候変動を踏まえた水災害対策検討小委員会」において、気候変動に伴う降雨量の増加や海面水位の上昇、人口減少や超高齢化社会の到来、社会構造の変化等を踏まえ、低い水準にある治水安全度の速やかな向上や、予測される将来の降雨量等を反映した治水対策への転換に加えて、災害リスクを勘案したコンパクトなまちづくり等の取組とも連携し、流域全体で備える水災害対策に関し、今後の取組方針について検討が進められています。

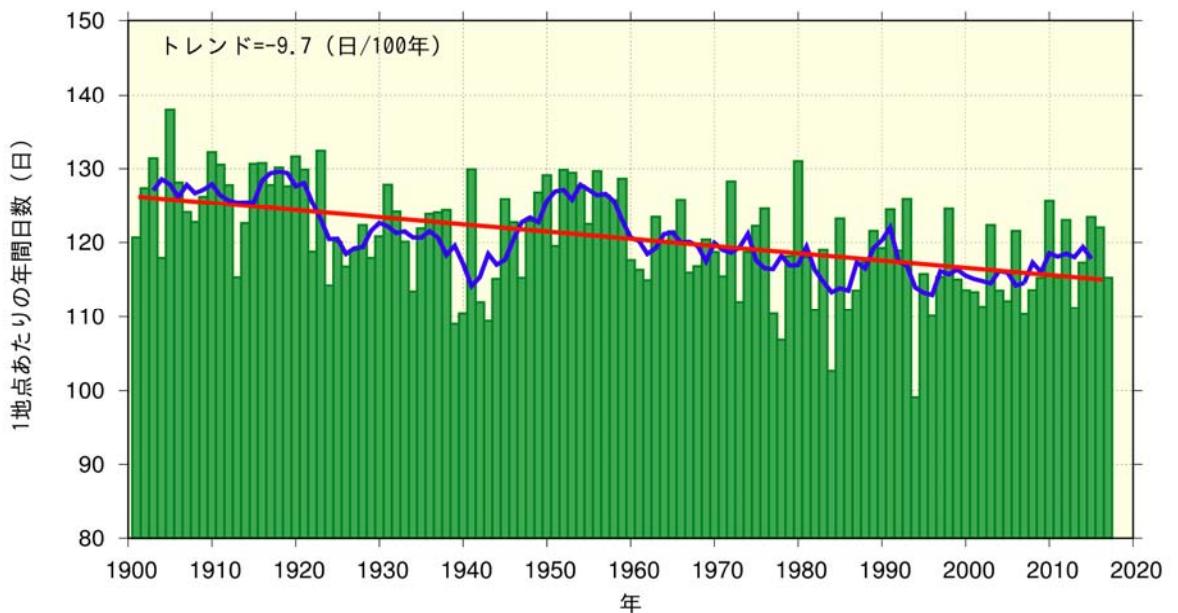
時間雨量 50mm を超える短時間強雨の発生件数が増加（約 30 年前の約 1.4 倍）

(回/年)



出典：「気象庁ウェブサイト」より作成

日降水量 1.0mm 以上の年間日数は 100 年間で約 9.7% 減少



日降水量 1.0mm 以上の年間日数の経年変化 [51 地点平均]

※折れ線は 5 年移動平均、直線は期間にわたる変化傾向を示す。

出典：気候変動監視レポート 2017 平成 30 年 7 月気象庁

図 3.1.7 日本における近年の降雨の状況

3.1.4 大臣管理区間の課題

太田川水系のブロック別の課題は後述のとおりですが、水系全体としての治水上の主な課題は、以下のとおりです。

① 洪水に対する防御能力の不足

現状の治水施設では、河道の流下能力の不足(堤防整備・河道掘削等の未実施)及び洪水調節機能の不足により、河川整備基本方針で定める計画規模の洪水の発生に対して、地域の安全・安心な暮らしを守ることができません。

また、本川・支川とも観測史上最大の洪水等が再び発生した場合には、再び浸水被害が発生する箇所があります。

さらに将来の気候変動の影響による降雨量の増大等に伴う水害リスクの増大が懸念されます。

② 高潮に対する防御能力の不足

平成3年9月の高潮を契機に再度災害防止対策により高潮堤防の整備を進め、再度災害防止を目的とした堤防高T.P.+3.4mまでの整備が完了していますが、計画規模の高潮の発生に対して、地域の安全・安心な暮らしを守ることができません。

また、将来の気候変動による海面上昇により、高潮の規模が増大する可能性が考えられます。

③ 洪水分派機能の不足

太田川と市内派川の洪水分派を制御する大芝水門及び祇園水門は、過去の治水計画に基づき洪水を分派させるよう整備されており、観測史上最大の平成17年9月洪水の分派特性を考慮すると、現況施設では計画高水流量8,000m³/s流下時の分派比(太田川4,500m³/s:市内派川3,500m³/s)どおりに分派させることができないことが懸念されます。

また、完成から50年以上が経過し、機械設備をはじめとして老朽化が進んでいるほか、大規模地震(レベル2地震動)発生時には、施設の損傷により分派機能に支障をきたすことが予測され、広島中心市街地に甚大な被害が発生するおそれがあります。

④ 堤防の浸透及び地震に対する安全性の不足

河川堤防の浸透対策が未対策の箇所は、堤防内や基盤に水の通り道が形成され、堤防材料が洗い流されることで水の通り道がさらに拡大し、堤防の崩壊につながるおそれがあります。

また、地震対策が未対策の下流デルタ域では地震により地盤の液状化現象等が発生した場合、高潮堤防の沈下やすべり破壊が生じるおそれがあります。

広島市街地はゼロメートル地帯で朔望平均満潮位（約 T.P. +1.9m）より地盤高が低いため、地震発生時の地盤の液状化による堤防の沈下に伴い、比較的発生頻度が高い津波による災害の発生のおそれがあります。

3. 太田川の現状と課題

トピック: 平成 17 年 9 月洪水の概況

【気象の概要】

平成 17 年 9 月 3 日から 7 日にかけ、秋雨前線と台風第 14 号は、広島県西部を中心に大雨や高潮をもたらしました。台風第 14 号は、大型で強い勢力を保ったまま、6 日 14 時過ぎ長崎県諫早市付近に上陸しました。その後、九州北部を北北東に進み、20 時頃北九州市付近から日本海に抜け、7 日 00 時頃島根県浜田市の西の海上を北東に進みました。

台風の接近に伴い、6 日夜遅くからの満潮時を中心に潮位が高くなり、広島港では T.P. +2.63m に達しました。

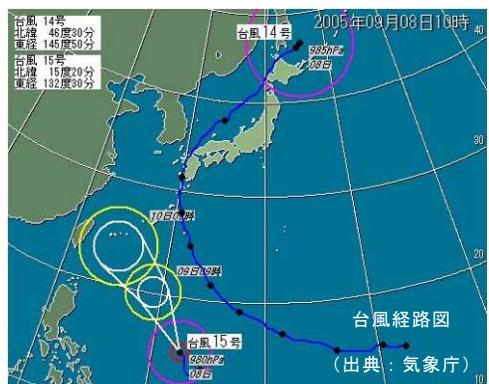


図 3.1.8 台風第 14 号の台風経路図

【降雨の状況】

台風第 14 号による総雨量は、太田川流域平均で 300mm を超え、安芸太田町加計雨量観測所をはじめ 6 観測所において、観測史上最大となる日雨量を記録しました。

平成 17 年 9 月洪水同様に太田川の中流部に大きな被害をもたらした昭和 47 年 7 月豪雨に比べ降雨量の大きな範囲が流域の南西側に偏っており、短時間に集中して降ったことが降雨の特徴です。

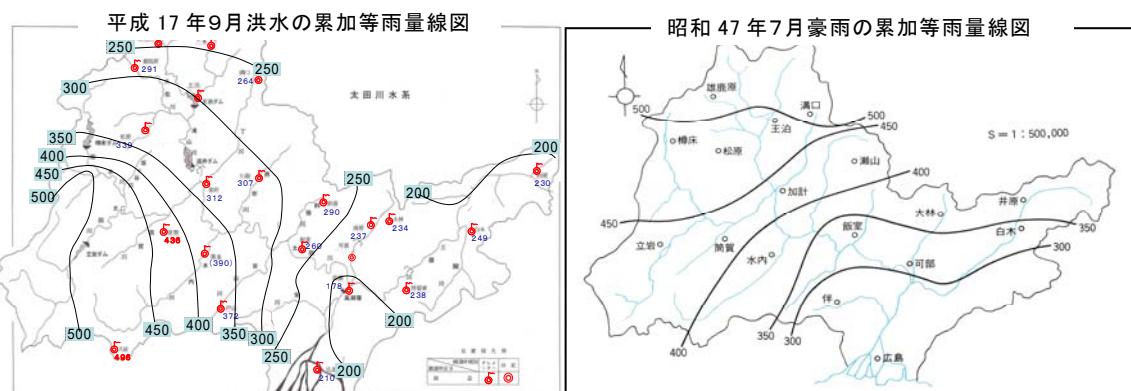


図 3.1.9 等雨量線図

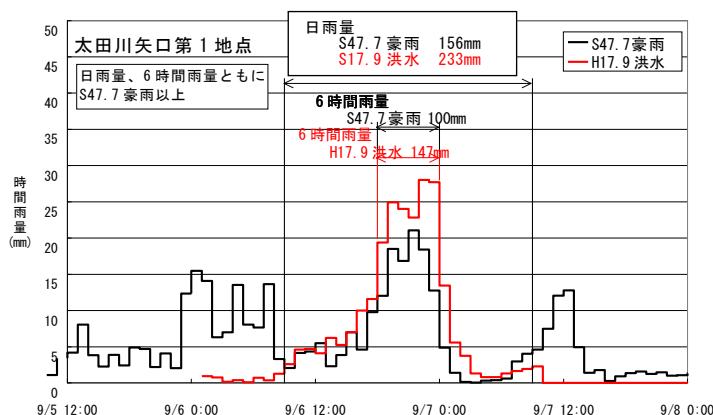


図 3.1.10 矢口第 1 地点流域平均雨量ハイエトグラフ

【河川水位の状況】

太田川上流域に短時間に集中して降雨があったため、中流部の広島市安佐北区の飯室水位・流量観測所では、9時間で約8.5mもの急激な水位上昇を記録しました。また、下流部の広島市安佐北区の矢口第1地点でも、7時間で約6.7mの水位上昇を記録しました。

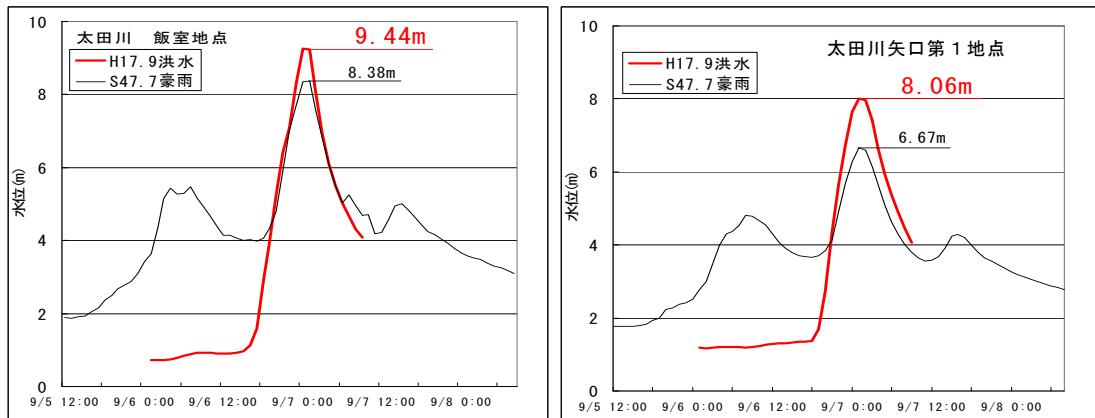


図 3.1.11 飯室水位・流量観測所及び矢口第1水位・流量観測所の水位

さらに、本川下流部を中心に流域内の8つの水位観測所において、観測史上最高の水位を更新しました。また、主に中流部で計画高水位を越える痕跡を記録しました。

表 3.1.3 観測所の水位一覧表

河川名	観測所名	計画高水位 (T.P.+m)	H17.9 洪水の 最高水位 (T.P.+m)	既往最高水位 (T.P.+m)	計画高水位と H17.9 洪水の最 高水位との差
太田川	飯室	57.75	56.94	55.88	0.81
	中野	23.40	22.61	21.63	0.79
	玖村	17.37	16.59	16.57	0.78
	矢口第1	13.22	12.56	11.17	0.66
	長和久	7.58	6.37	5.07	1.21
	祇園大橋	7.13	6.11	5.93	1.02
三篠川	上庄	21.37	19.62	19.06	1.75
古川	古川	9.20	8.40	7.50	0.80

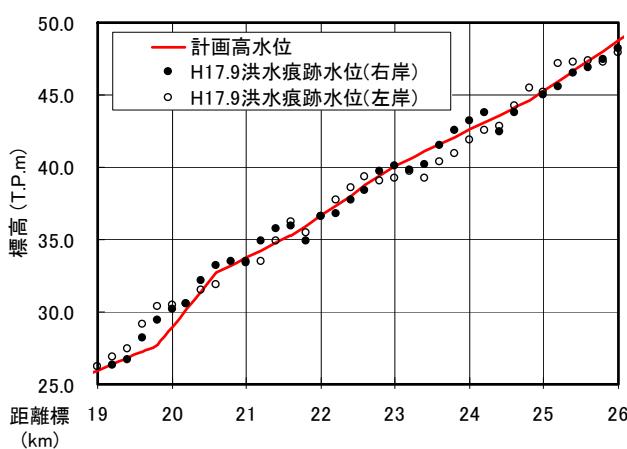


図 3.1.12 中流部における痕跡水位



図 3.1.13 観測所位置図

3. 太田川の現状と課題

【被災の状況】

中流部を中心として、浸水面積 130ha、浸水家屋 486 戸（家屋全壊：4 戸、一部損壊：44 戸、床上浸水：284 戸、床下浸水：154 戸）となり、広島市安佐北区安佐町大字久地地先では、洪水時のピーク水位が家屋の軒下までくるなど、甚大な被害となりました。



図 3.1.14 平成 17 年 9 月洪水の被害状況

【河道及び河川管理施設の状況】

太田川においては、下流部において複断面河道の内岸砂州側に洪水の主流が流れ、砂州の洗掘により砂州上の樹木群が大規模に倒伏するとともに、河川敷の洗掘等が発生しました。



図 3.1.15 太田川下流部 9.0k 付近の樹木倒伏状況

また、太田川と市内派川の分派量については、計画分派比を上回る洪水流量が太田川へ流下しました。



図 3.1.16 平成 17 年 9 月洪水時の大芝水門、祇園水門の状況

中流部では、35箇所において護岸の決壊や根固め流失など河川管理施設にも大きな被害が発生しました。



山県郡安芸太田町大字上殿地先



山県郡安芸太田町大字加計地先



広島市安佐北区安佐町大字飯室地先

図 3.1.17

平成 17 年 9 月洪水の河川管理施設の被害状況

3. 太田川の現状と課題

トピック: 平成 26 年 8 月豪雨の概況

【気象と土砂災害の概要】

日本海に停滞する前線に向かって、南から暖かく湿った空気が流れ込んだ影響で、19 日夜から 20 日明け方にかけて、広島市を中心とした猛烈な雨となりました。広島市安佐南区から安佐北区では、1 時～4 時の 3 時間に 300mm 近い雨量となり、積算雨量の大きい領域に、土石流やがけ崩れ等の土砂災害が発生しました。



図 3.1.18 8月20日3時の天気図

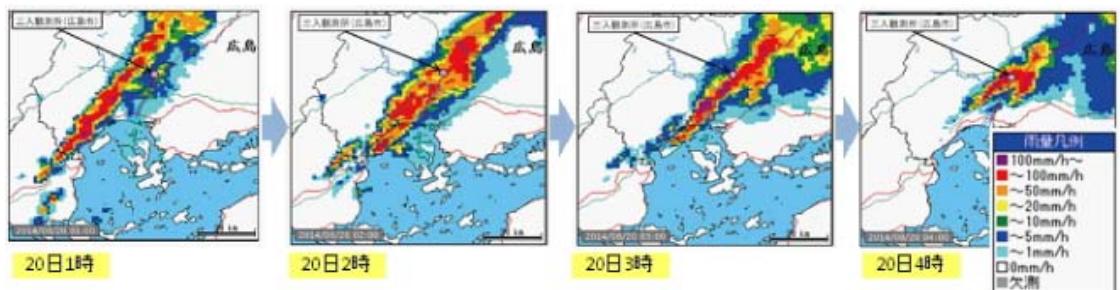


図 3.1.19 雨量レーダー画像(国土交通省 C バンドレーダ雨量)



(出典: 国土地理院)

図 3.1.20 平成 26 年 8 月豪雨の被害状況

【根谷川の被災の状況】

根谷川では、新川橋地点において氾濫危険水位(2.5m)を約 1m 上回る観測史上最大の洪水が発生しました。この洪水に伴い、安佐北区可部地区や可部東地区で外水氾濫や内水によって家屋等が浸水したほか、根谷川右岸 4k200 付近（安佐北区可部地区）の河岸が約 100m にわたって侵食される被害が発生しました。



図 3.1.21 安佐北区可部地区的被害状況

表 3.1.4 根谷川流域の浸水面積及び浸水戸数

浸水面積 (ha)	浸水戸数	床下浸水戸数	床上浸水戸数
37	352	242	110



図 3.1.22 安佐北区可部東地区的被害状況

トピック: 平成 30 年 7 月豪雨の概況

【気象の概要】

7月5日(木)から本州付近に停滞する梅雨前線の活動が活発になり、中国地方では降り始めからの総雨量が450mmを超え、昭和47年7月豪雨以来の記録的な豪雨となりました。特に、長時間の降水量について全国の多くの観測地点で観測史上1位を更新し、24時間降水量は76地点、48時間降水量は124地点、72時間降水量は122地点で観測史上1位を更新しました。

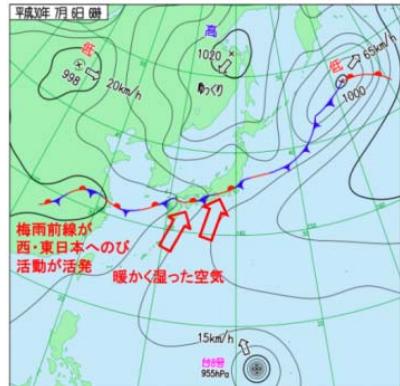


図 3.1.23 7月6日6時の天気図

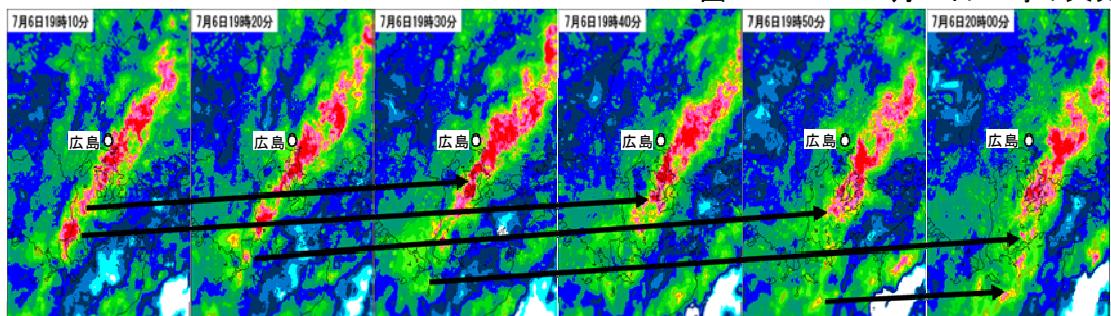


図 3.1.24 雨量レーダー画像(広島地方気象台)



図 3.1.25 平成 30 年 7 月豪雨の被害状況

【三篠川の被災の状況】

三篠川では、中深川地点において、氾濫危険水位(3.3m)を約1.7m上回り、計画高水位(5.24m)に迫る観測史上最大の洪水が発生しました。この洪水に伴い、三篠川沿川では、越水・溢水及び内水により家屋等の浸水被害が発生したほか、鳥声橋の流失(大臣管理区間)、JR芸備線の第一三篠川橋梁の流失(県管理区間)及び堤防の欠損などの被害が発生しました。



図 3.1.26 鳥声橋の流失



図 3.1.27 三篠川右岸
3k000 付近の溢水

表 3.1.5 三篠川(大臣管理区間)の浸水面積及び浸水戸数

浸水面積(ha)	浸水戸数	床下浸水戸数	床上浸水戸数
57	444	249	195

※広島県管理区間の家屋浸水被害は約343戸、浸水区域面積110ha
※数値は速報値

3.1.5 下流デルタ域（太田川・市内派川）

(1) 汛濫域の特性

河口から太田川と市内派川との分派地点までの下流デルタ域は、沖積層からなる軟弱な地盤上に典型的なデルタ地形を形成し、江戸時代以降の干拓や埋立によって開かれた低平地のゼロメートル地帯となっています。

ここに、人口・資産等の都市機能が集中する中国・四国地方で最大の都市である広島市の中心市街地が広がっており、洪水に対する被害ポテンシャルは非常に高いことが特徴です。

また、市内派川に囲まれる下流デルタ域の堤内地盤高は、朔望平均満潮位よりも低いゼロメートル地帯が広がるため、高潮に対しても非常に脆弱です。



図 3.1.28 下流デルタ域対象区間
(大臣管理区間)

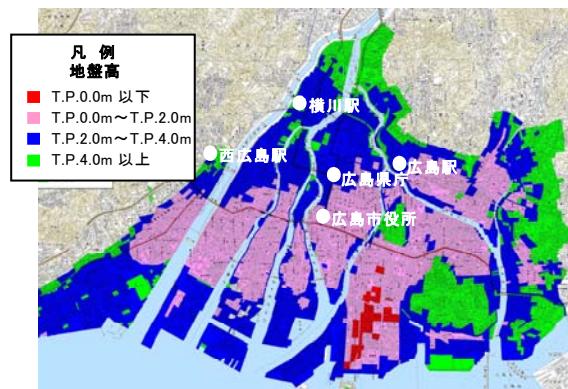


図 3.1.29 下流デルタ域の地盤高図

(2) 現状と課題

1) 河道整備の状況

下流デルタ域においては、観測史上最大の平成 17 年 9 月洪水において、外水による氾濫被害は無かったものの、市内派川天満川観音地区において河岸高まで水位が迫り、水防活動の土のう積みにより浸水被害を防止しました。

平成 17 年 9 月洪水を超える規模の洪水が発生した場合、堤防の高さや河道断面等が不足しているため、人口・資産等の集積した広島中心市街地が浸水するおそれがあります。

また、太田川と市内派川の洪水分派機能を持つ大芝水門及び祇園水門は、過去の治水計画に基づき $6,000\text{m}^3/\text{s}$ の洪水流量を対象とし、太田川側に $4,000\text{m}^3/\text{s}$ 、市内派川側に $2,000\text{m}^3/\text{s}$ を分派させるように建設されています。

平成 17 年 9 月洪水の分派状況等を考慮すると、現況施設では計画高水流量 $8,000\text{m}^3/\text{s}$ を計



観音地区の土のう積み状況



現在の分派地点の状況

画分派比（太田川 $4,500\text{m}^3/\text{s}$: 市内派川 $3,500\text{m}^3/\text{s}$ ）どおりに分派させることができず、洪水を安全に流下させることができないおそれがあります。

また、下流デルタ域に架かる橋梁には、桁下高が不足しているものもあり、洪水時には桁下に当たり、水位上昇を発生させることが懸念されます。

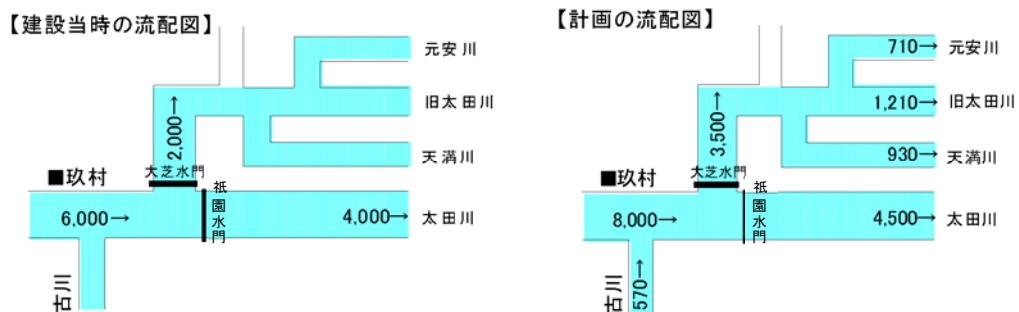


図 3.1.30 流量配分図

高潮に対する堤防の整備は、平成 3 年、平成 11 年、平成 16 年の台風において浸水被害が発生した箇所を中心とし、再度災害防止を目的とした堤防高 T.P. +3.4m までの整備が完了していますが、計画規模の高潮の発生に対しては、浸水被害が発生するおそれがあります。

3. 太田川の現状と課題

「太田川水系太田川・天満川・旧太田川・元安川 浸水想定区域図」

1. 説明文
(1) この図は、太田川水系太田川の洪水予報河川と天満川・旧太田川・元安川の水位周知河川について、水防法の規定に基づき計画降雨により浸水が想定される区域、浸水した場合に想定される水深を表示した図面です。
(2) この洪水浸水想定区域図は、公表時点の太田川・天満川・旧太田川・元安川の河道及び洪水調節施設の整備状況を勘案して、洪水防御に関する計画の基本となる年超過確率（玖村地点上流域：1/200（毎年1年に1回）、可部地点上流域：1/100（毎年、1年間にその規模を超える降雨が発生する確率が1/100（1.0%））の降雨に伴う洪水により太田川・天満川・旧太田川・元安川が氾濫した場合の浸水の状況をシミュレーションにより予測したものです。
(3) なお、このシミュレーションの実施にあたっては、支川の（堤壩による）氾濫、シミュレーションの前提となる降雨を超える規模の降雨による氾濫、雨水出水及び高潮による氾濫等を考慮していませんので、この浸水が想定される区域以外の区域においても浸水が発生する場合や、想定される水深が実際の浸水深と異なる場合があります。
2. 基本事項等
(1) 作成主体 国土交通省中国地方整備局太田川河川事務所
(2) 公表年月日 令和2年3月30日（太田川）
(3) 告示番号 平成29年4月19日（天満川・旧太田川・元安川）
(4) 根拠法令 国土交通省中国地方整備局告示第17号（太田川）
(5) 対象となる洪水予報河川 水防法（昭和24年法律第193号）第14条第2項 太田川水系太田川 左岸：山県郡安芸太田町宇野為1138番の2地先から海まで 右岸：山県郡安芸太田町宇野為1138番の2地先から海まで 太田川水系天満川 左岸：旧太田川分派点から海まで 右岸：旧太田川分派点から海まで 太田川水系旧太田川 左岸：太田川分派点から海まで 右岸：太田川分派点から海まで 太田川水系元安川 左岸：旧太田川分派点から旧太田川の合流点まで 右岸：旧太田川分派点から旧太田川の合流点まで 玖村地点上流域の2日間総雨量39.6mm 可部地点上流域の2日間総雨量38.7mm 広島市、安芸太田町
(6) 算出の前提となる降雨
(7) 関係市

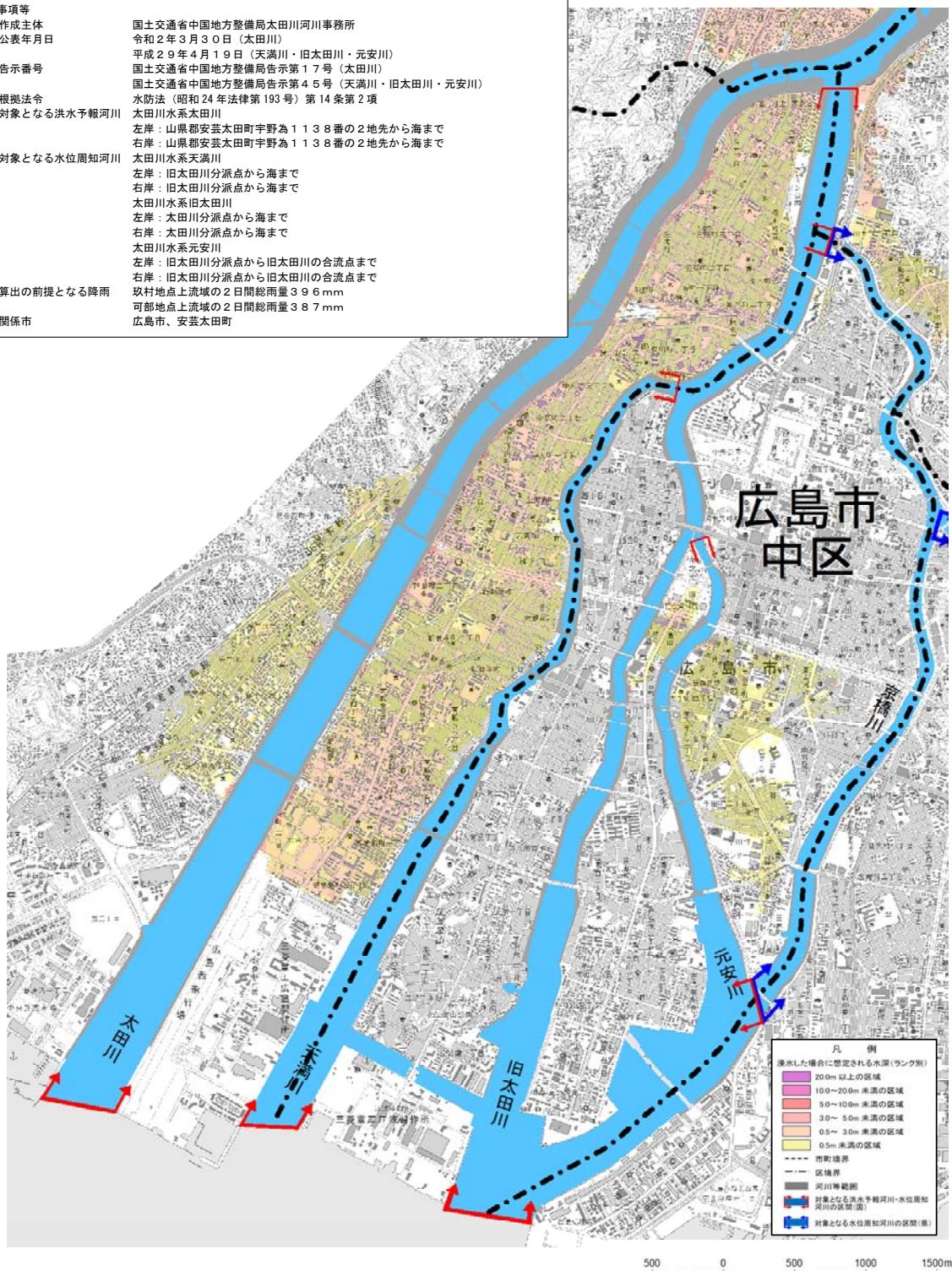


図 3.1.31 現状で計画規模の洪水が発生した場合に浸水するおそれがある範囲

3. 太田川の現状と課題

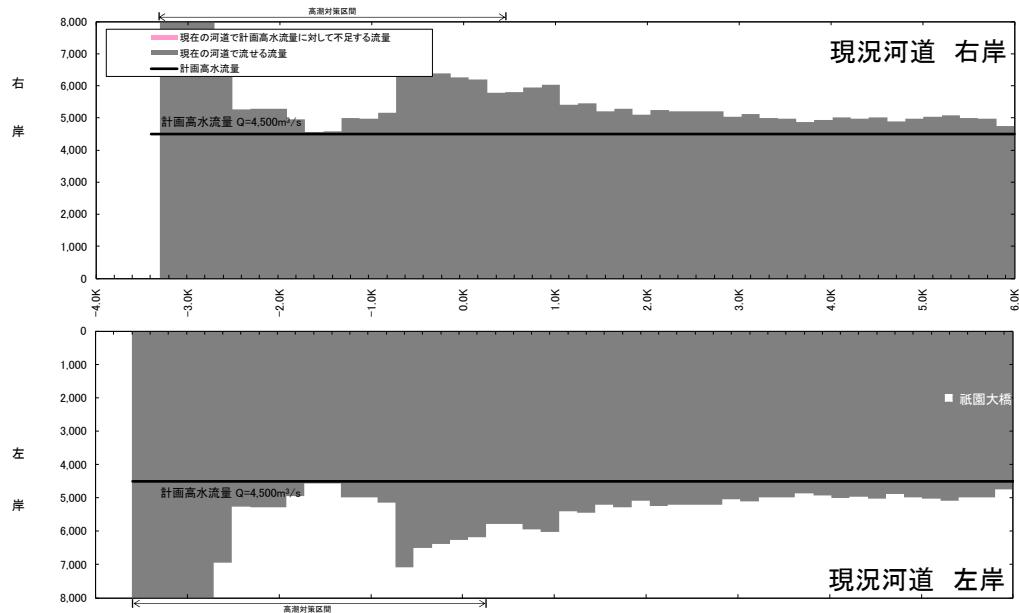


図 3.1.32 現況流下能力図(太田川) ※令和2年3月末時点

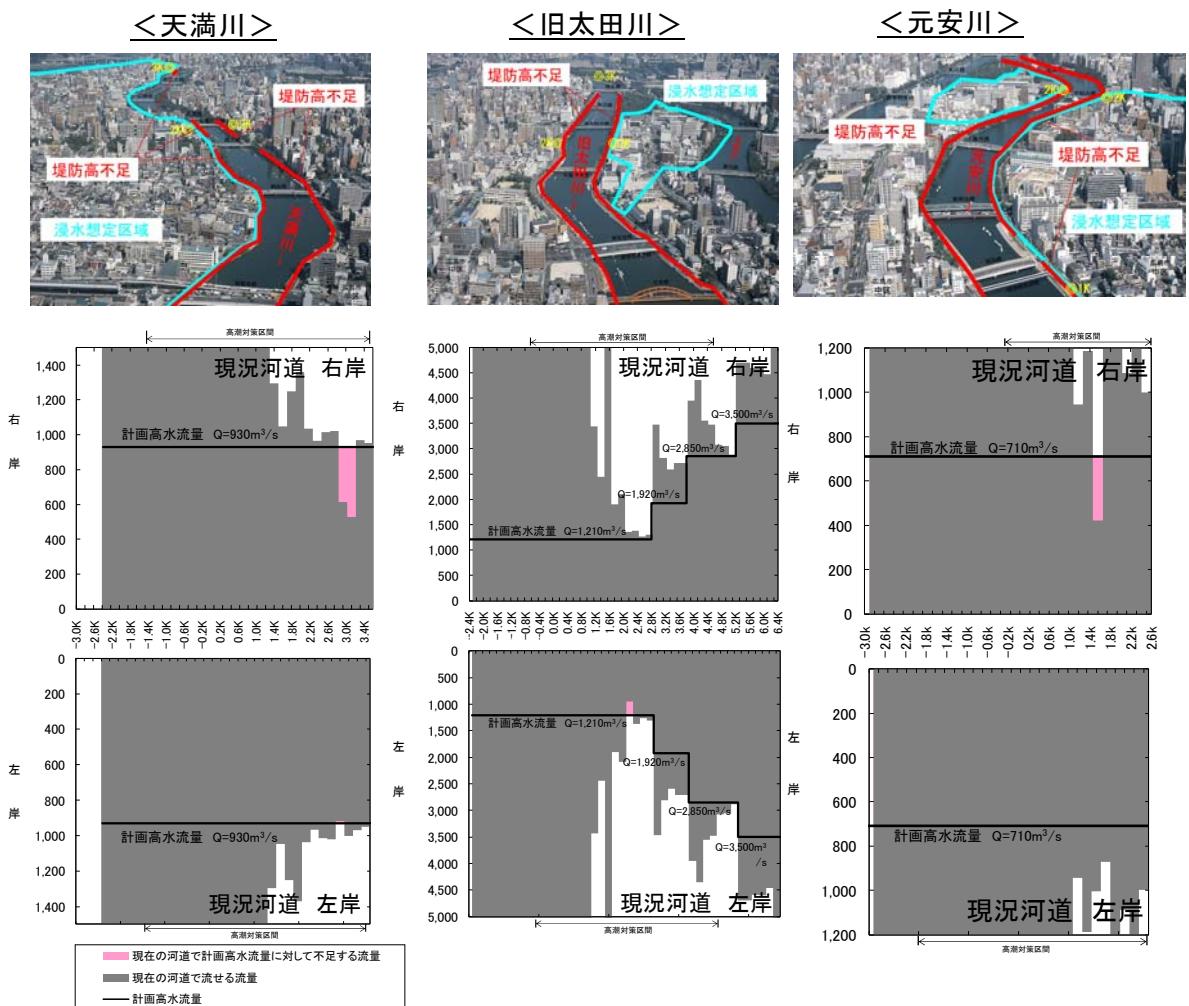


図 3.1.33 現況流下能力図(市内派川) ※令和2年3月末時点

3. 太田川の現状と課題

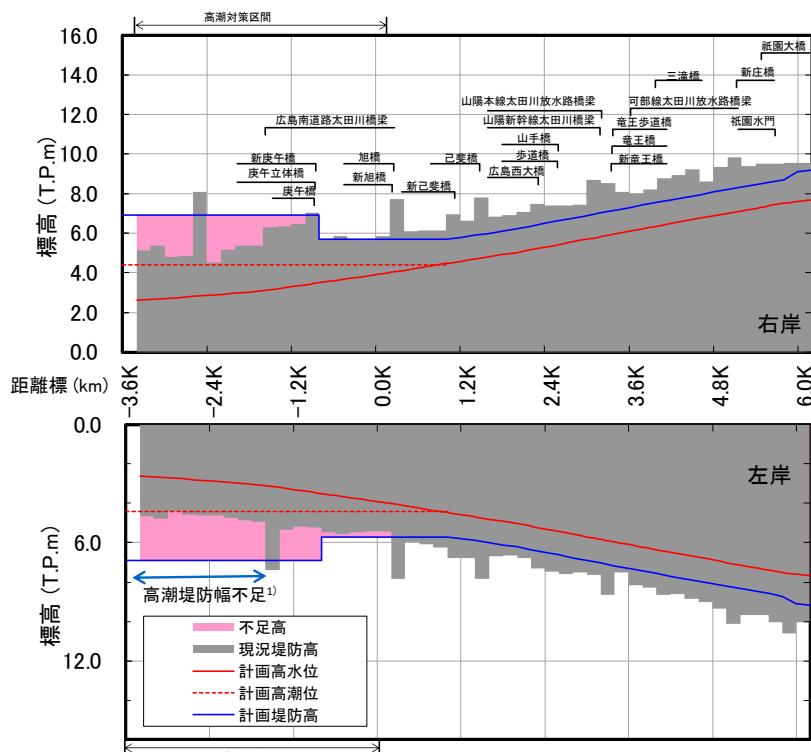


図 3.1.34(1) 堤防高縦断図(太田川)¹⁾ ※令和2年3月末時点

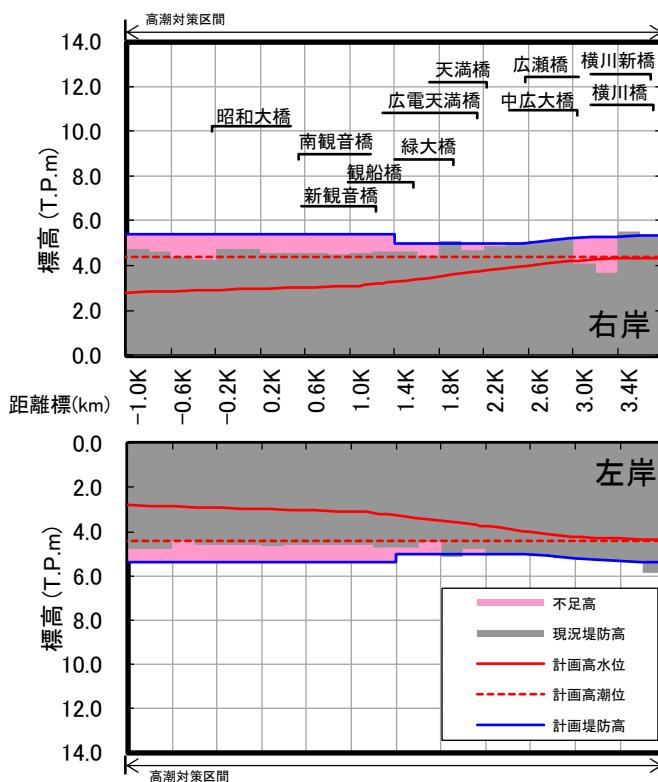


図 3.1.34(2) 堤防高縦断図(天満川) ※令和2年3月末時点

¹⁾ 高潮対策区間ににおいて、高潮堤防として必要な堤防高は有しているが、必要な堤防天端幅を有していない。

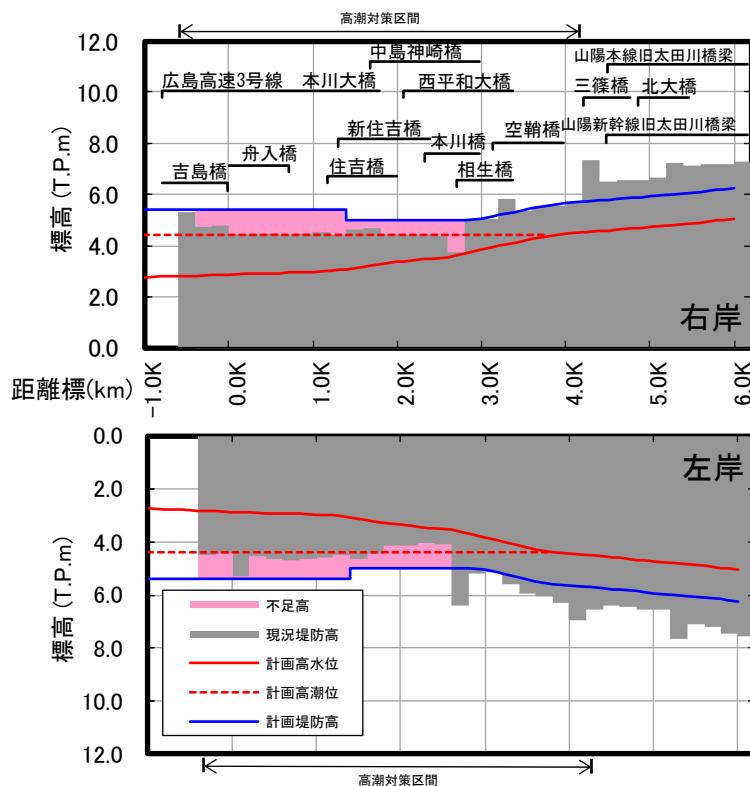


図 3.1.34(3) 堤防高縦断図(旧太田川) ※令和2年3月末時点

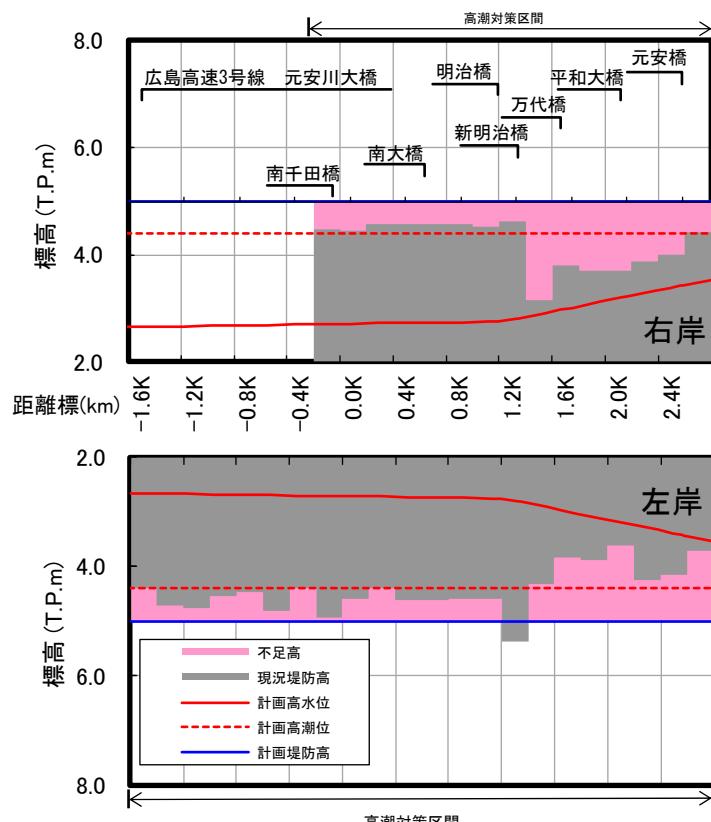


図 3.1.34(4) 堤防高縦断図(元安川) ※令和2年3月末時点

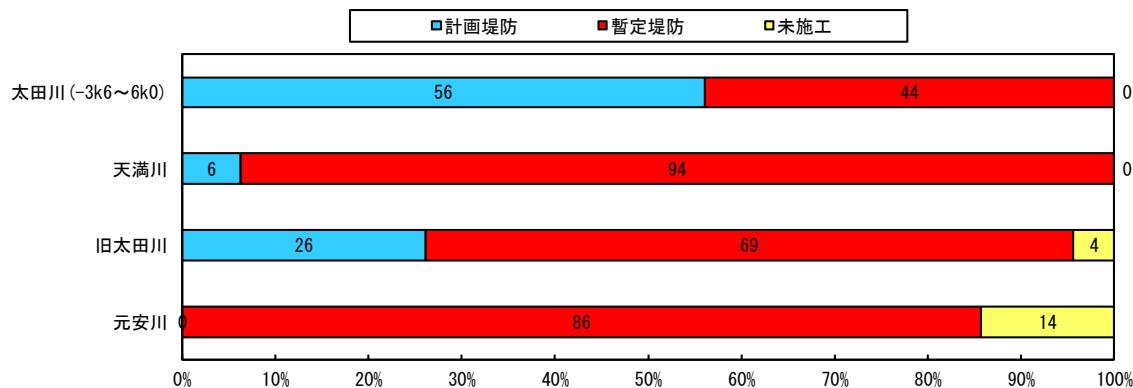


図 3.1.35 堤防整備率（下流デルタ域） ※令和2年3月末時点

2) 地震対策

① 耐震対策

兵庫県南部地震（阪神・淡路大震災：平成7年1月17日）では、淀川等において地盤の液状化による堤防の沈下等、河川管理施設に甚大な被害が発生しました。また、平成23年3月の東北地方太平洋沖地震においても、地震及び津波により各地の河口周辺の河川管理施設に甚大な被害を与えました。

太田川の下流デルタ域は、深さ約30mにわたり軟弱な地盤を形成し、表層の深さ約10mは砂層となっており、軟弱な地盤の上に堤防等の河川管理施設が作られています。

さらに、下流デルタ域に形成される市街地は、低平地のいわゆるゼロメートル地帯で、朔望平均満潮位よりも地盤高が低い状況にあります。

このため、地震発生時の地盤の液状化による堤防の沈下に伴い、比較的発生頻度が高い津波による災害の発生のおそれがあるため、想定される最大クラスの地震動（レベル2地震動）に対する堤防の耐震対策が必要ですが、対策必要区間5.4kmに対して、令和2年3月末時点では、未対策となっています。

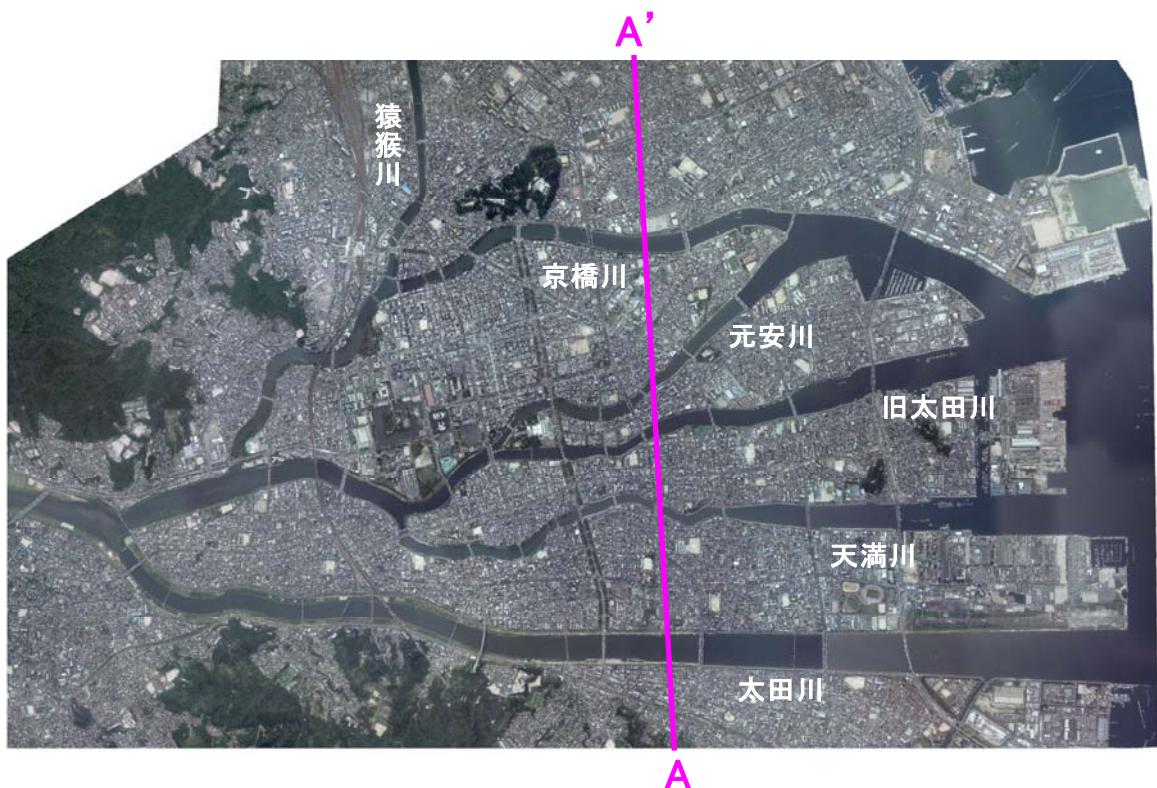
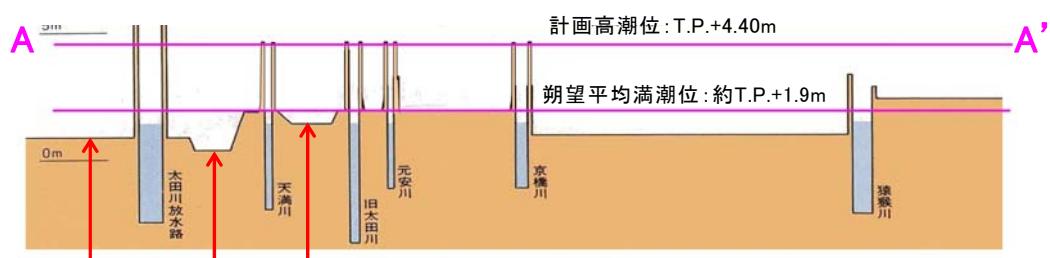


図 3.1.36 下流デルタ域



朔望平均満潮位よりも低い地盤高

図 3.1.37 下流デルタ域の横断図

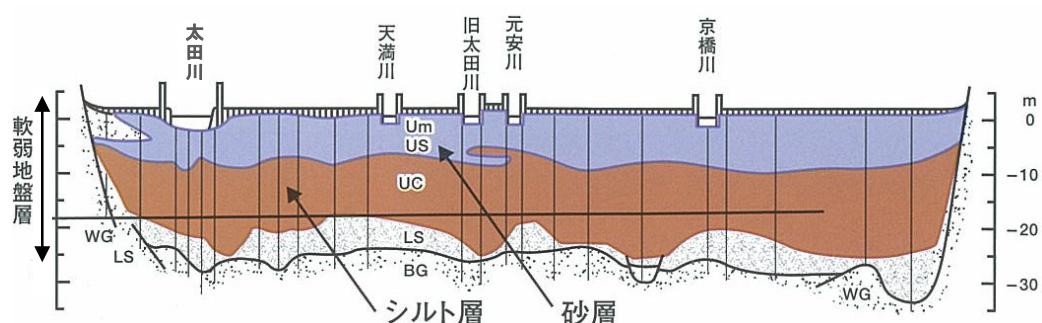


図 3.1.38 下流デルタ域の地質断面図 (A-A' 断面付近)

3. 太田川の現状と課題

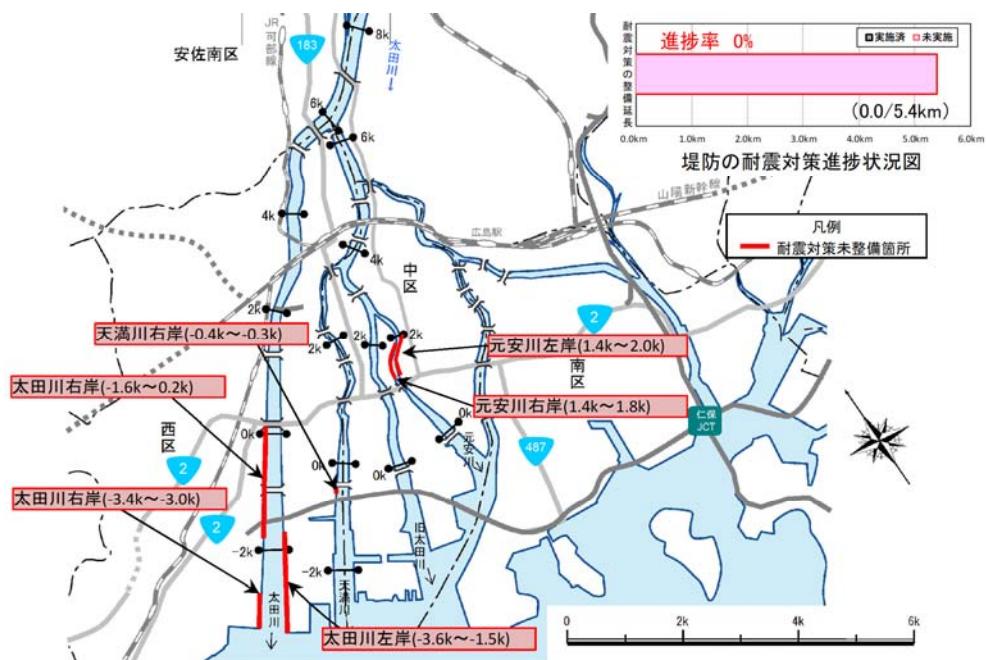


図 3.1.39 耐震対策の整備状況

※令和2年3月末時点

② 災害時迂回路の確保対策

各河川の河口付近は埋立地が多く、軟弱な地盤上に高層ビルやマンションが建ち並んでいます。

地震が発生した場合には地盤の液状化による地盤沈下や建物等の倒伏により交通網が遮断され緊急物資の輸送や緊急車両の通行に甚大な支障が出ることが予測されます。

そのため、被災時の速やかな救急救命活動や復興支援活動に支障をきたす可能性があり、これまで救急救命活動や復興支援活動のための経路を確保するため、緊急用河川敷道路の整備をしてきましたが、整備途上であり十分にその機能を発揮できていません。

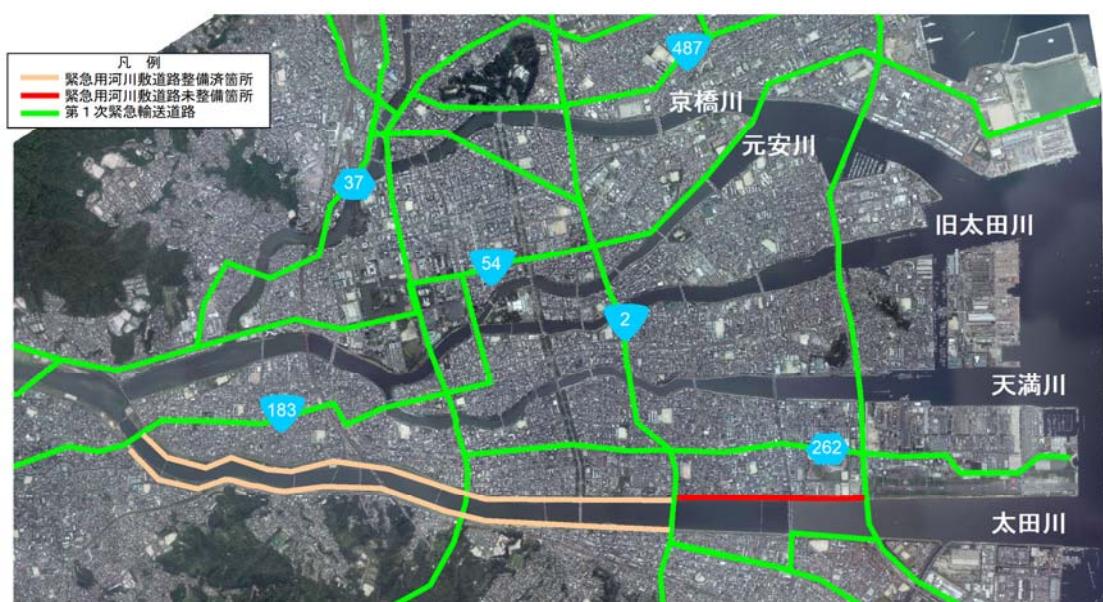


図 3.1.40 緊急用河川敷道路の整備状況

3.1.6 下流部・支川古川

(1) 汛澇域の特性

市内派川との分派地点から広島市安佐北区可部町付近（三篠川・根谷川の合流点上流付近）までの下流部は、昭和40年代の高度経済成長期における古川締切以降、広島市街地のベッドタウンとして急速に宅地化が進行しました。

近年では郊外型商業施設の進出等により、人口・資産等の集積がさらに進んでいます。

堤防で囲まれた堤内地は一度汛澇が生じると、その浸水深は深く、浸水範囲も広大です。

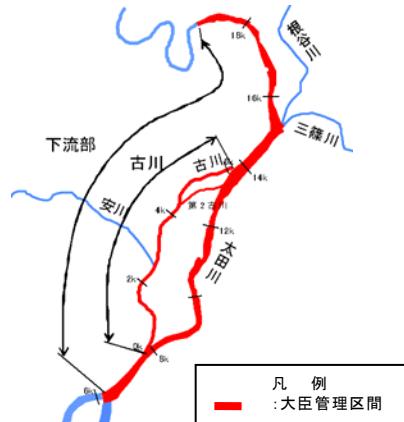


図 3.1.41 下流部・古川対象区間(大臣管理区間)

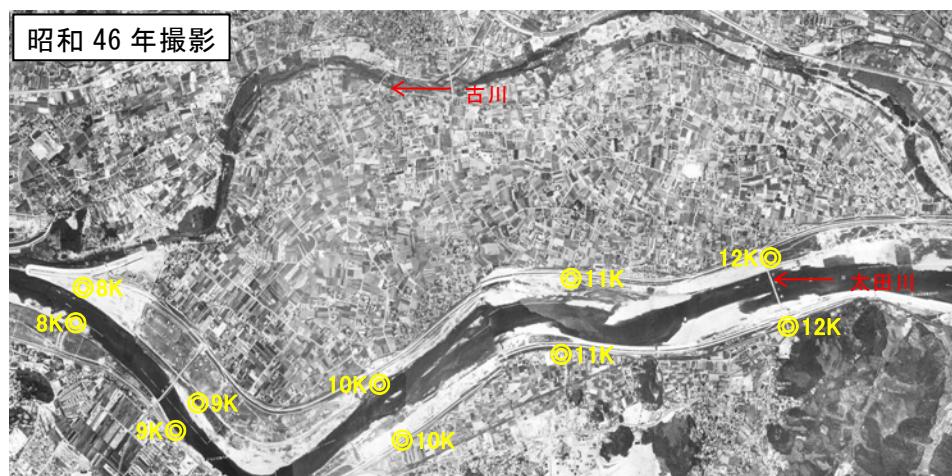


図 3.1.42 下流部航空写真

(2) 現状と課題

1) 河道整備の状況

下流部は、これまで幾度も浸水被害を受けてきました。平成 17 年 9 月洪水では、温井ダム等による洪水調節による水位低減効果はあったものの、計画高水位と同程度の水位を記録し、計画高水流量の約 9 割となる $7,200\text{m}^3/\text{s}$ の観測史上最大の流量を矢口第 1 地点で記録しました。

現在の河道の整備状況では、平成 17 年 9 月洪水を超える規模の洪水が発生した場合、堤防の高さや河道断面等が不足しているため、洪水を安全に流下させることができない箇所があり、浸水被害が発生するおそれがあります。

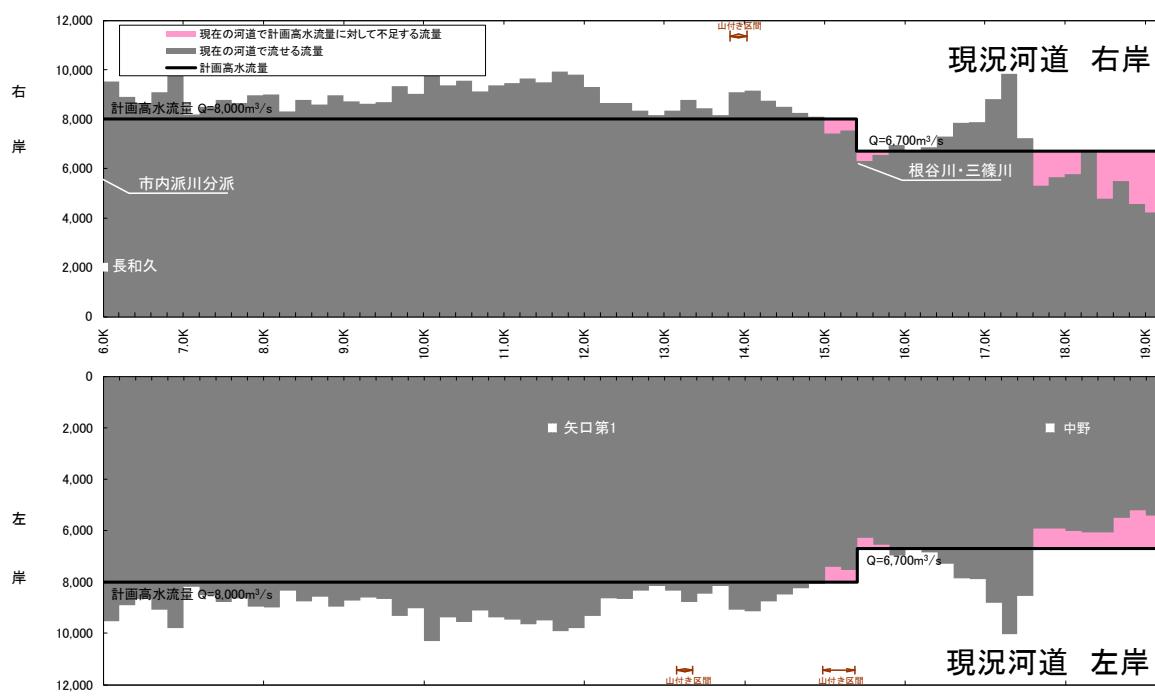


図 3.1.43 現況流下能力図(下流部)

※令和 2 年 3 月末時点

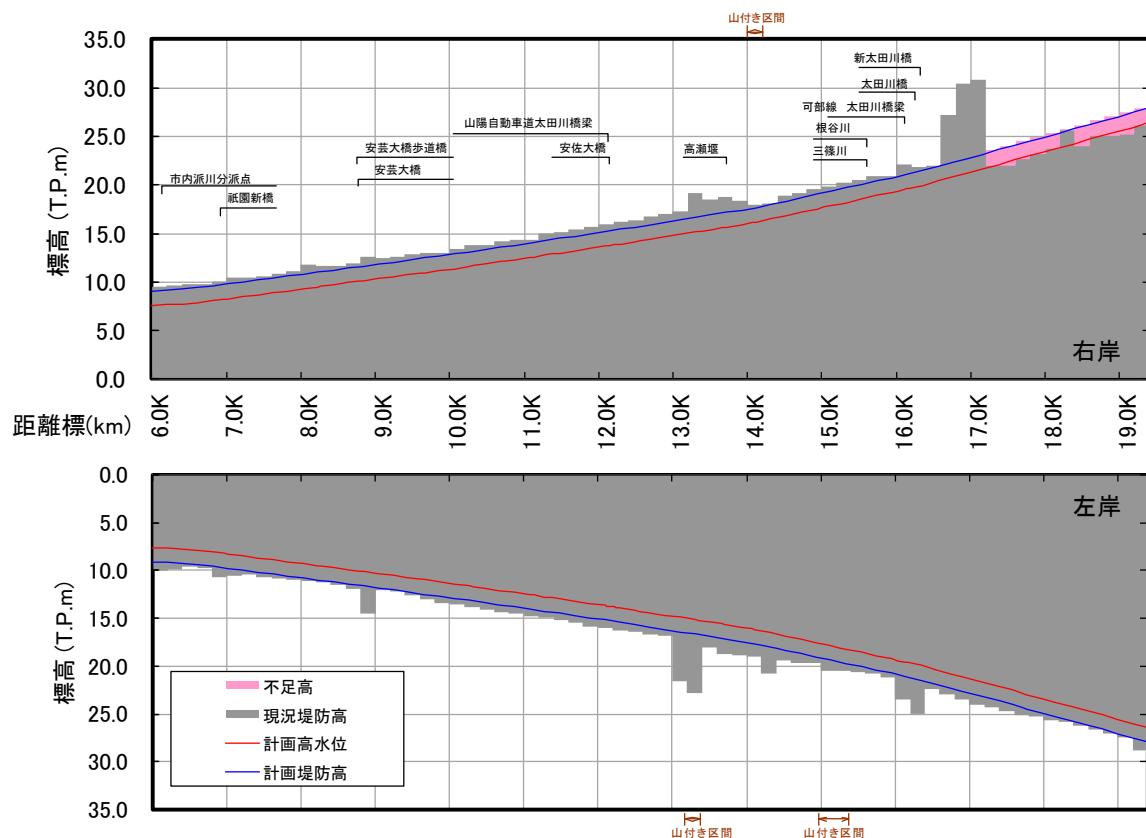


図 3.1.44 堤防高縦断図(下流部) ※令和2年3月末時点

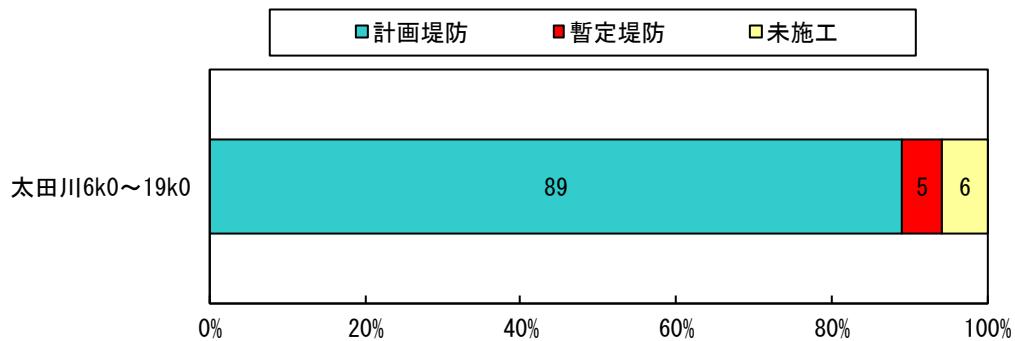


図 3.1.45 堤防整備率(下流部) ※令和2年3月末時点

3. 太田川の現状と課題

古川においては、現在の河道の整備状況では、観測史上最大の昭和 20 年 9 月洪水（古川地点： $450\text{m}^3/\text{s}$ ）を超える規模の洪水が発生した場合、堤防の高さや河道断面等が不足しているため、洪水を安全に流下させることができない箇所があります。

また、古川に流入する安川周辺の宅地化も進んでおり、流入量の増加も懸念され、古川流域で浸水被害が発生するおそれがあります。

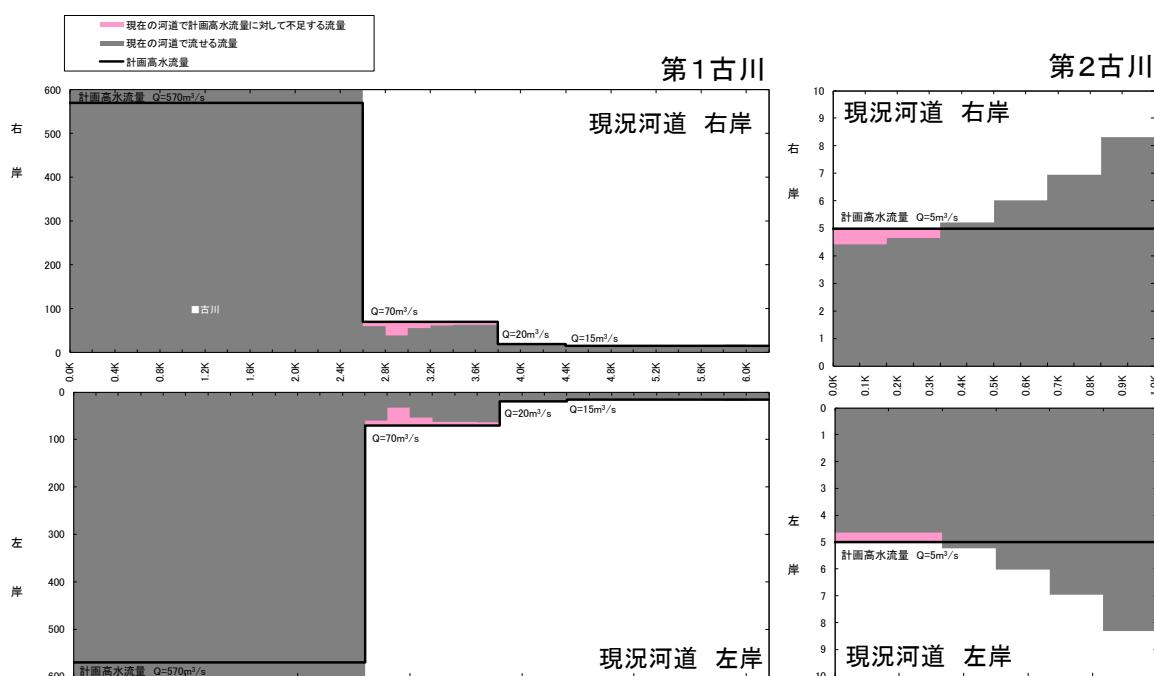


図 3.1.46 現況流下能力図(第1古川、第2古川) ※令和2年3月末時点

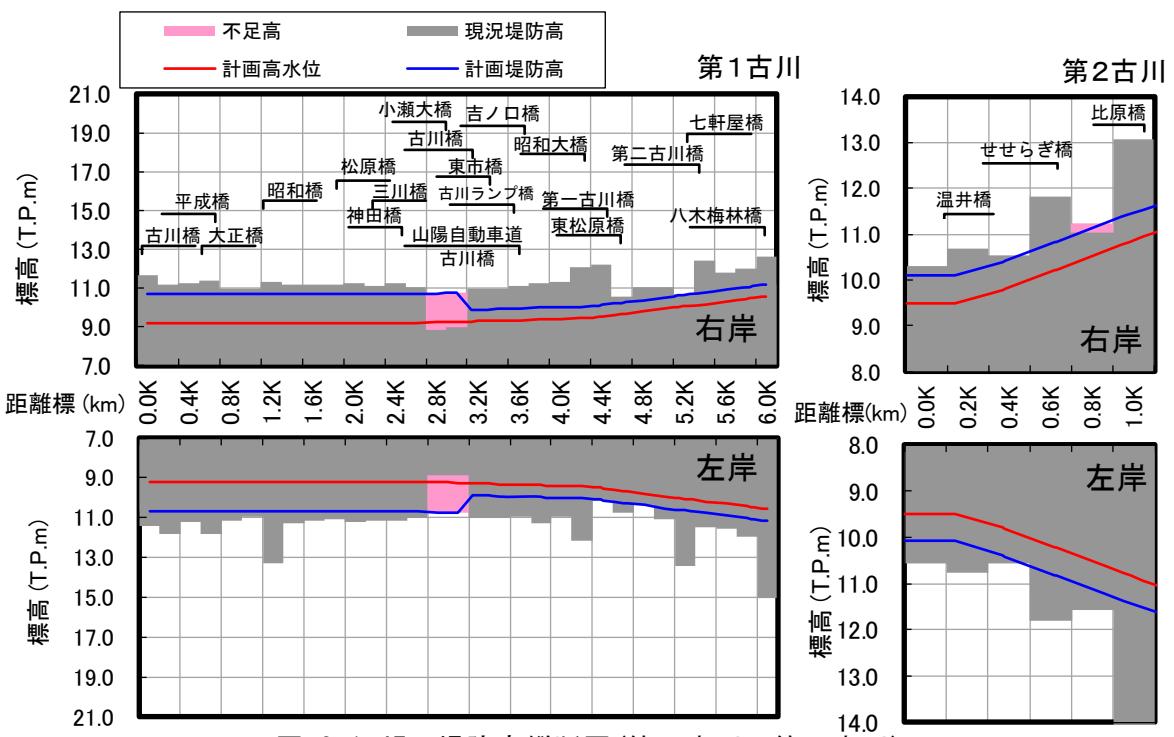


図 3.1.47 堤防高縦断図(第 1 古川、第 2 古川) ※令和 2 年 3 月末時点

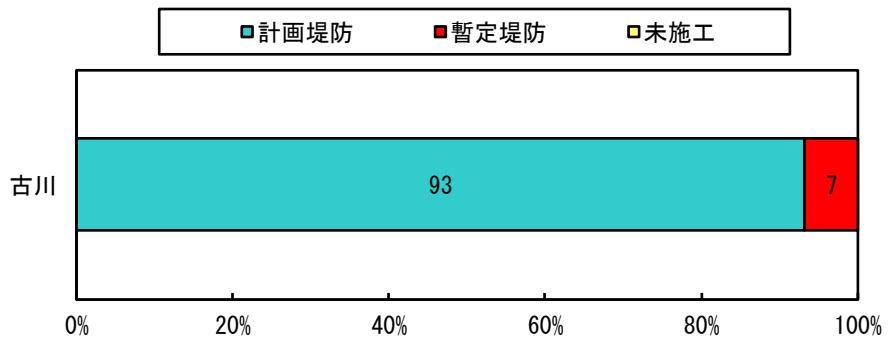
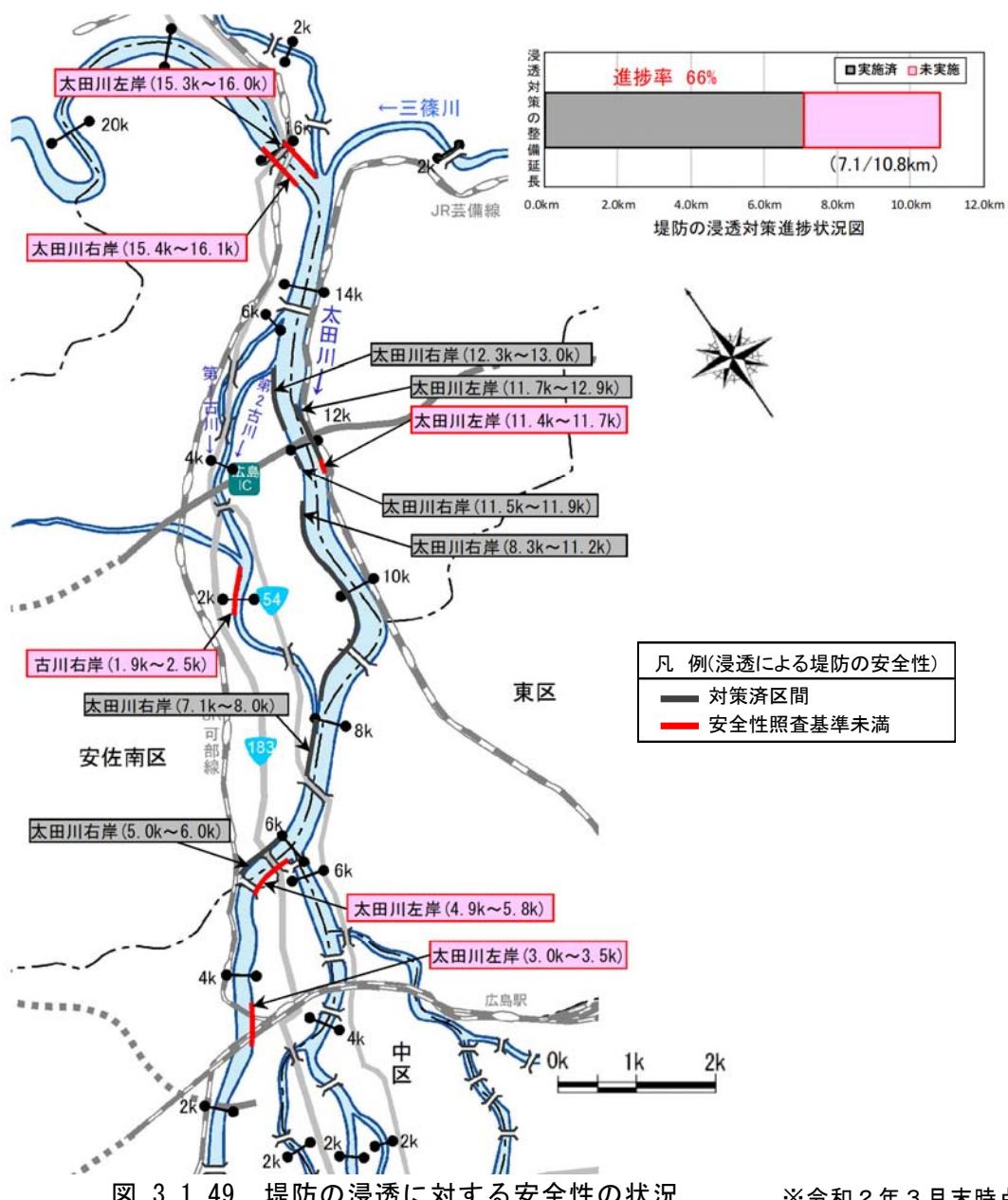


図 3.1.48 堤防整備率(第 1 古川、第 2 古川) ※令和 2 年 3 月末時点

2) 堤防の浸透に対する安全性

堤防は、長い年月をかけ現地で発生する様々な材料や工法により築造されているため、その内部構造や地質状況には不明確な点も多く安全性を確保できない場合があります。例えば水が浸透しやすい層があると、堤防内や基盤に水の通り道が形成され、堤防材料が洗い流されることで水の通り道がさらに拡大し、堤防の崩壊につながるおそれがあります。

下流部では、堤防の詳細点検を平成15年度より実施しています。堤防の詳細点検の結果、約10.8km（太田川約10.2km、古川約0.6km）の区間で安全性が不足しています。このうち、これまで約7.1kmの区間で浸透対策を実施しましたが、残る約3.7kmの区間の対策が必要となっています。



3) 内水氾濫被害

太田川下流部においては、堤防整備の進捗とともに沿川の宅地開発による市街化が進行しています。過去、内水氾濫被害が発生した地域では、排水ポンプ場の整備が行われてきましたが、近年、内水氾濫による被害が再び発生しています。

矢口川合流点付近（広島市安佐北区口田地先）等では、平成17年、平成22年と家屋浸水を伴う内水氾濫被害が発生しました。

これらの内水氾濫被害の発生状況等を踏まえ、平成22年7月に太田川流域において発生した内水氾濫に対し今後の対応方策について検討することを目的とし、関係機関から構成される「平成22年7月梅雨前線豪雨内水対策検討会」を平成22年8月に設立しました。

内水氾濫による浸水被害の軽減を図るため、「矢口川総合内水対策計画」を策定し、国土交通省により矢口川排水機場の増設を平成30年3月に完了させましたが、平成30年7月豪雨を受け、排水機場の設備強化や、矢口川改修、流出土砂抑制等を関係機関と連携して取り組んでいます。

表 3.1.6 太田川における主要な内水氾濫被害の一覧

洪水発生年月(発生原因)	被害状況
昭和47年7月(昭和47年7月豪雨)	・矢口川流域 浸水面積：約2ha
平成17年9月(台風第14号)	・矢口川流域 浸水面積：約3ha
平成22年7月(梅雨前線)	・矢口川流域 浸水面積：約4ha
平成30年7月(平成30年7月豪雨)	・矢口川流域 浸水面積：約9ha

3.1.7 中流部

(1) 沔溢域の特性

広島市安佐北区可部町付近から安芸太田町戸河内本郷付近（柴木川合流点付近）までの中流部には、蛇行を繰り返す太田川と背後の山との間にある狭小な土地に集落が点在し、人口・資産等は安芸太田町加計の中心市街地と戸河内の中心市街地周辺に集中しています。

中流部は、河床勾配も急で洪水時の水位上昇も早く、集落の背後には山が迫っており、大規模な洪水時には河道のみならず太田川沿いにある道路や川沿いの低い土地にある田畠で氾濫しながら流下する状況です。



図 3.1.50 中流部対象区間(大臣管理区間)



図 3.1.51 中流部の蛇行の様子

(2) 現状と課題

1) 河道整備の状況

中流部においては堤防の無い箇所も多く、現在の河道の整備状況では溢水・越水により多くの家屋浸水が発生するおそれがあります。

また、地形的特徴から洪水時には避難路となる道路等が冠水し、地域住民の方々が安全に避難することが困難となり、川沿いに点在する集落が孤立化するおそれがあります。

このため、地形的な制約がある中で、背後地の土地利用状況を踏まえた効率的かつ効果的な治水対策が必要です。

観測史上最大の平成 17 年 9 月洪水（飯室地点：約 $6,100\text{m}^3/\text{s}$ ）により床上浸水被害が発生した 18 地区において、床上浸水対策特別緊急事業を実施し、床上浸水被害の防止を図っていますが、依然として平成 17 年 9 月洪水に対して流下能力が不足する箇所があるため、さらなる治水対策が必要です。

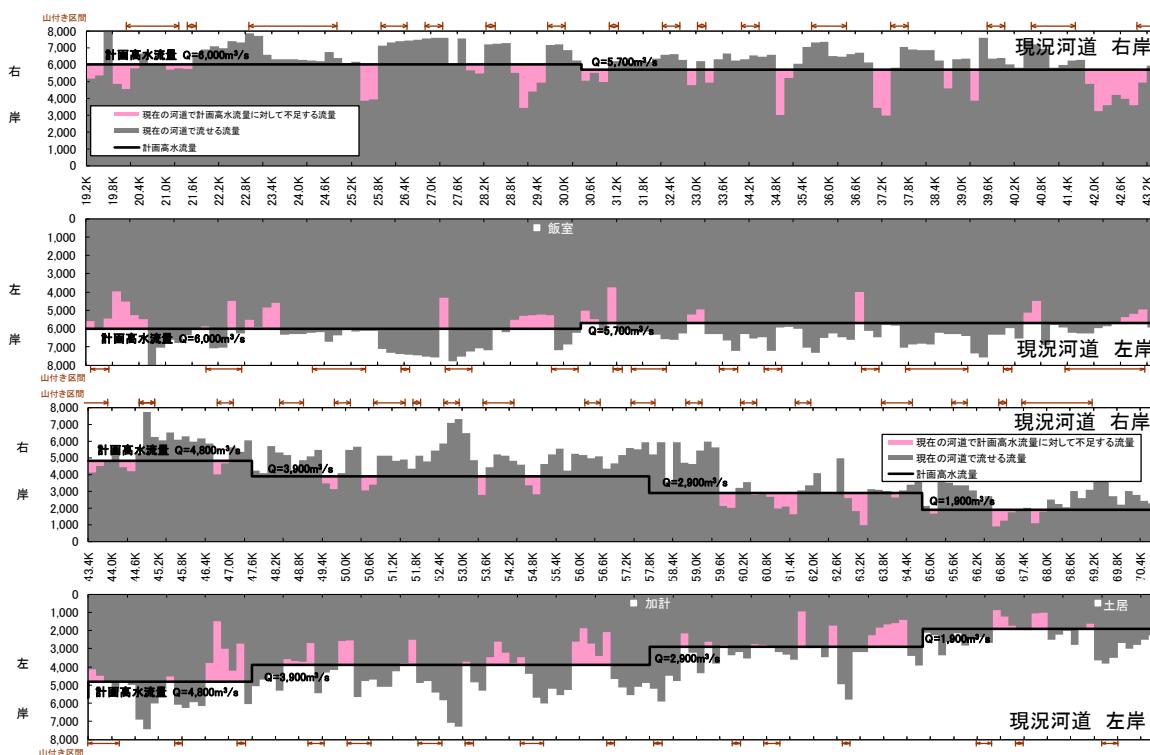


図 3.1.52 現況流下能力図(中流部)

※令和 2 年 3 月末時点



事業実施前



事業実施後

図 3.1.53 河川整備実施箇所（広島市安佐北区中組地区）

3. 太田川の現状と課題

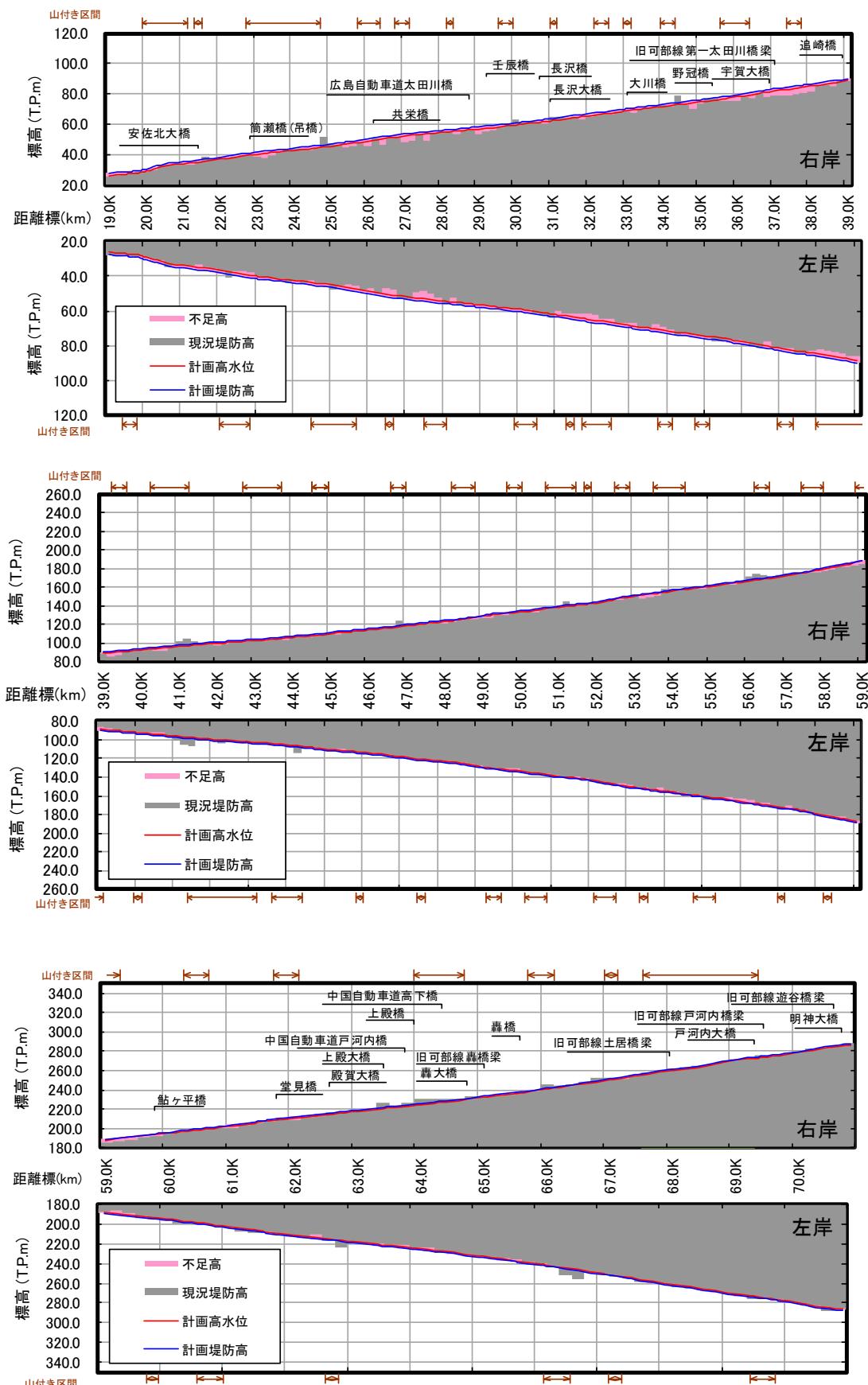
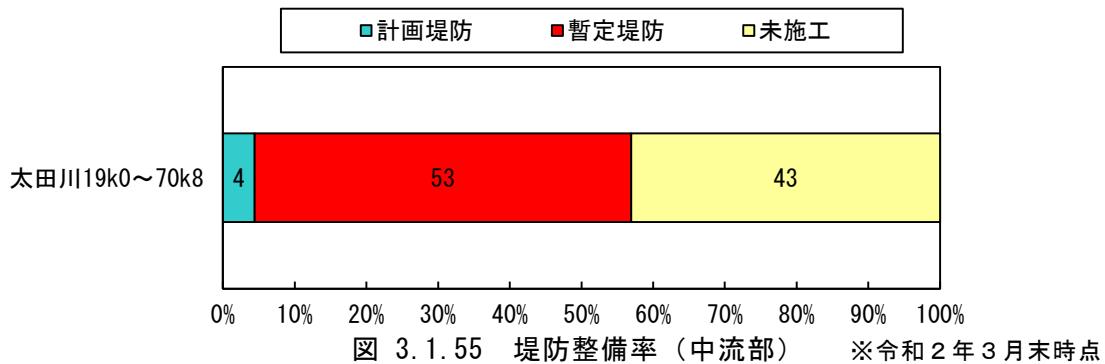


図 3.1.54 堤防高縦断図(中流部)

※令和2年3月末時点



3.1.8 支川三篠川

(1) 求濫域の特性

太田川合流点から安佐北区狩留家柳瀬付近までの三篠川は、深川橋付近（0k700 付近）まで太田川の背水¹⁾影響を受け、また、可部の市街地が近い下流区間に人口・資産が集中しています。

これより上流の河床は急勾配で、集落の背後には山が迫っており、堤防に囲まれた堤内地は、一度求濫が生じると浸水深は深く、被害は甚大です。



図 3.1.56 三篠川対象区間
(大臣管理区間)

(2) 現状と課題

1) 河道整備の状況

三篠川は、昭和40年6月洪水、昭和47年7月豪雨等、幾度も浸水被害を受けてきました。

これまで、昭和40年6月洪水を契機に、下深川地区や中深川地区を中心、堤防整備や河道掘削による河川整備が行われました。しかし、平成30年7月豪雨において、三篠川中深川地点で観測史上最大の流量を記録し、広島県管理区間も含め沿川で甚大な浸水被害が発生しました。

現在の河道の整備状況では、平成30年7月豪雨（中深川地点：約1,600m³/s）が再び発生した場合、堤防の高さや河道断面等が不足しているため、洪水を安全に流下させることができない箇所があり、浸水被害が発生するおそれがあります。



図 3.1.57 平成30年7月豪雨による浸水区域



1) 背水とは、本川の高い水位の影響が支川に及び、支川の流水が流れ難くなり、水位が上昇すること。

2) 平成30年7月豪雨による浸水範囲は、内水を含む実績の浸水範囲である。

3. 太田川の現状と課題

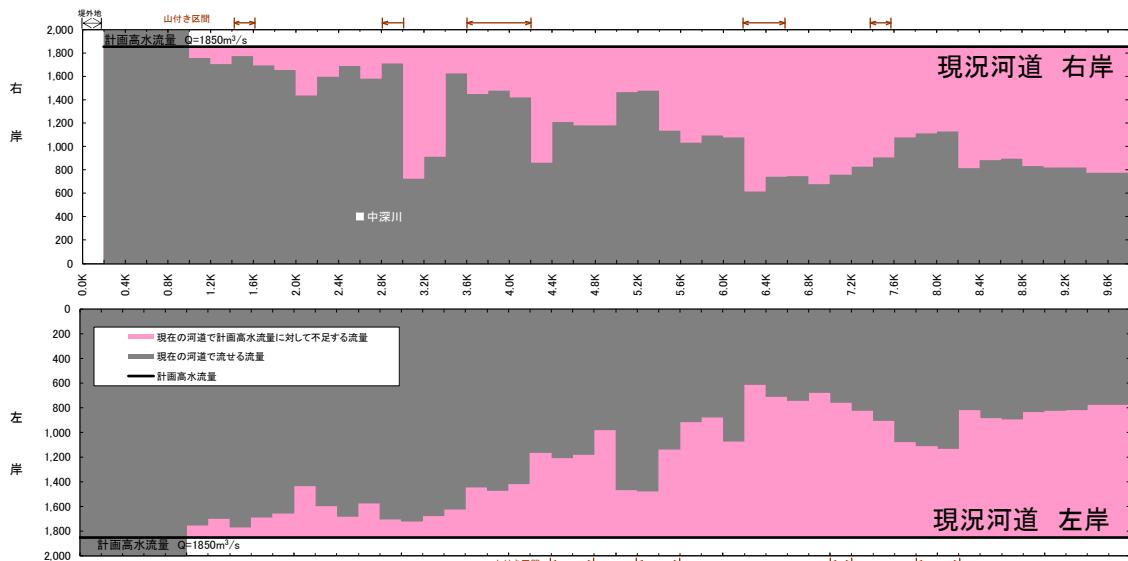


図 3.1.58 現況流下能力図(三篠川) ※令和2年3月末時点

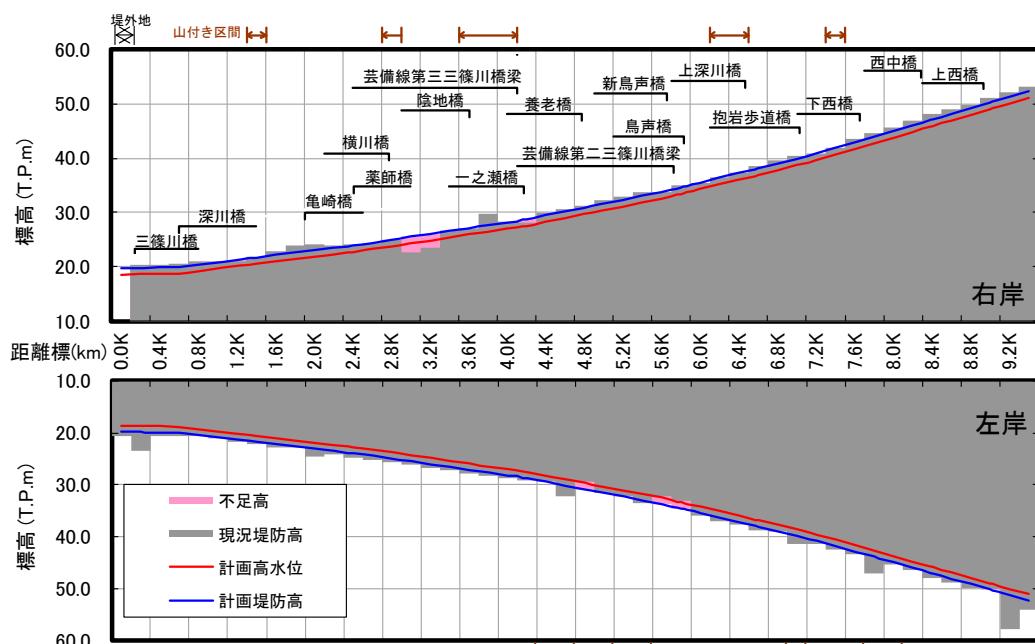


図 3.1.59 堤防高縦断図(三篠川) ※令和2年3月末時点

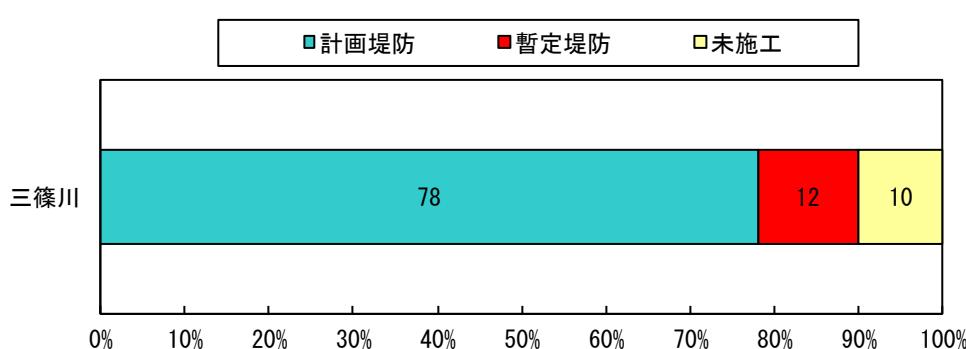


図 3.1.60 堤防整備率(三篠川) ※令和2年3月末時点

2) 堤防の浸透に対する安全性

三篠川においては、堤防の詳細点検の結果、約 6.7km の区間で安全性が不足しており、そのうち約 1.7km の区間の浸透対策を実施していますが、残る約 5.0km の区間の浸透対策が必要となっています。

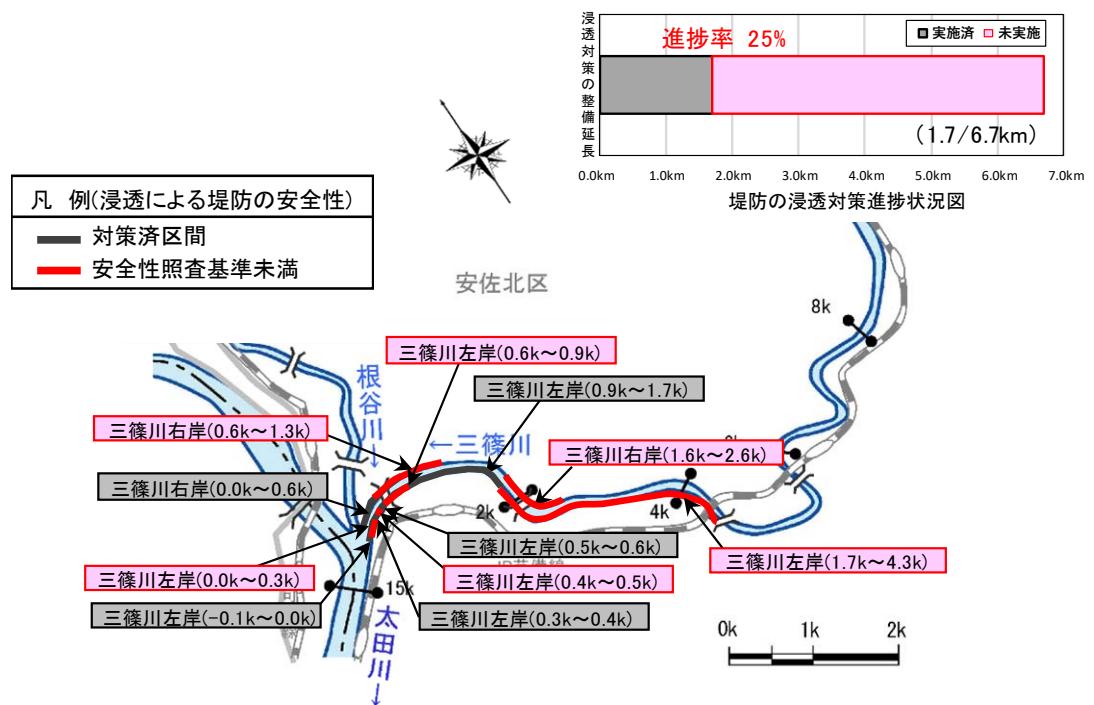


図 3.1.61 堤防の浸透に対する安全性の状況（三篠川）※令和2年3月末時点
※注:色のない箇所は、居住地側が計画高水位より高い場合や山などで、調査の必要がない区間

3. 太田川の現状と課題

3.1.9 支川根谷川

(1) 水害の特性

太田川合流点から南原川合流点までの根谷川は、丸田橋付近（1km400m付近）まで太田川の背水影響を受け、これより上流は河床勾配が急になります。また、右岸側の堤内地には可部の市街地を抱え、人口・資産が集積しています。堤防で囲まれた堤内地は一度氾濫が生じると、その浸水深は深く、被害は甚大です。



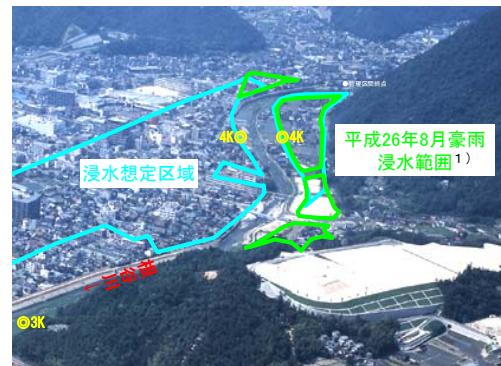
図 3.1.62 根谷川対象区間
(大臣管理区間)

(2) 現状と課題

1) 河道整備の状況

根谷川においては、近年、平成11年から平成26年にかけて計画高水位を上回る水位を5回も記録しています。

特に、観測史上最大の洪水である平成26年8月豪雨（新川橋地点：約610m³/s）では、川幅や河道断面等が不足している4.0km付近より上流部で、洪水が堤防を越え、家屋浸水被害が発生しました。このため、平成26年8月豪雨規模の洪水に対する再度災害防止を図るための河道整備が令和2年に完成しましたが、計画高水流を安全に流下させることができない箇所があります。



¹⁾ 平成26年8月豪雨による浸水範囲は、内水を含む実績の浸水範囲である。

3. 太田川の現状と課題

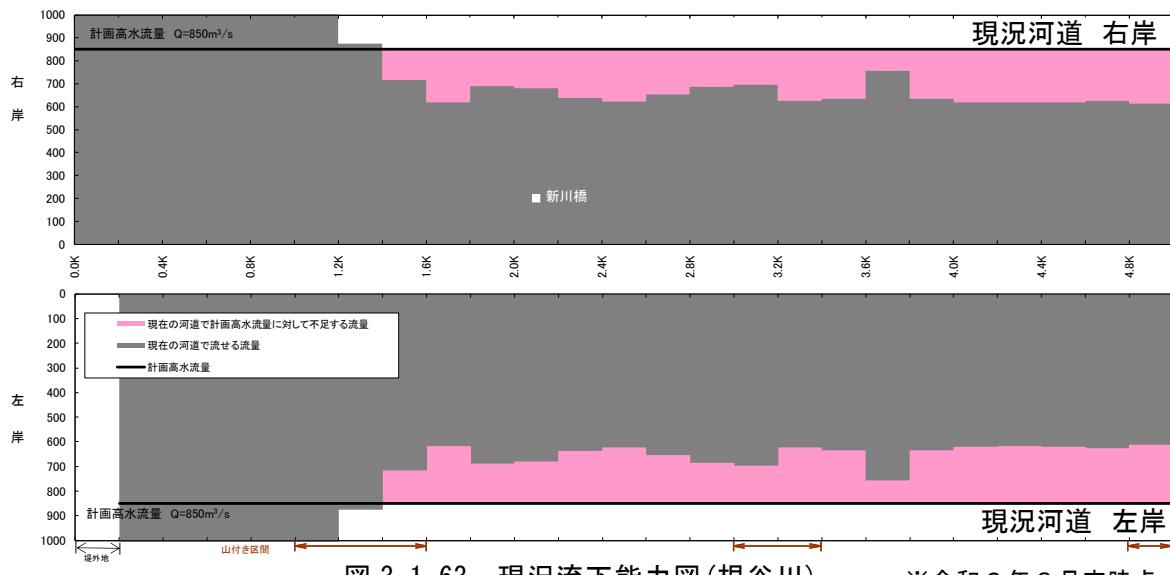


図 3.1.63 現況流下能力図(根谷川)

※令和2年3月末時点

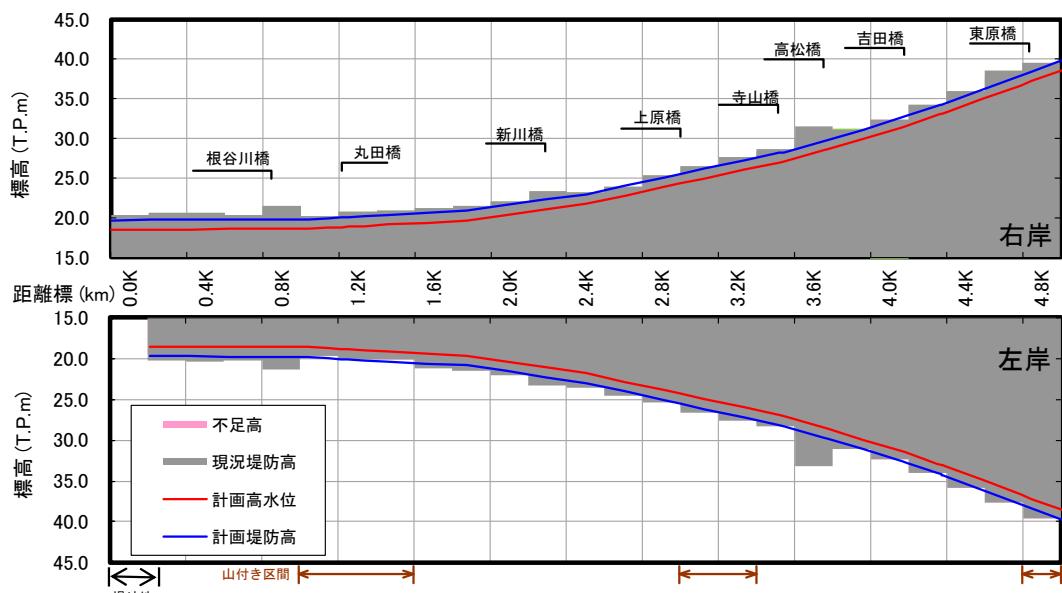


図 3.1.64 堤防高縦断図(根谷川)

※令和2年3月末時点

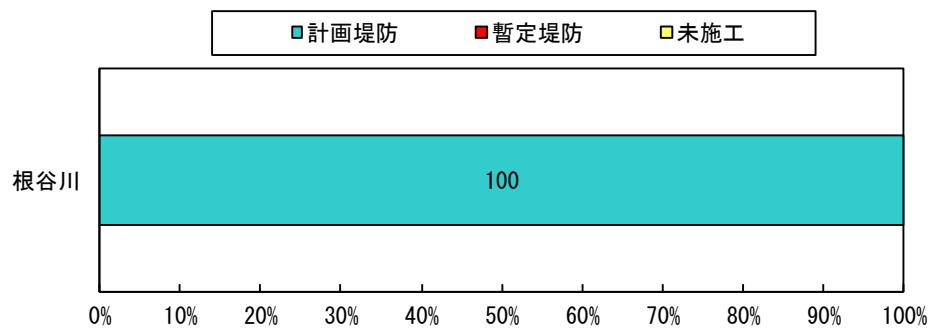


図 3.1.65 堤防整備率(根谷川)

※令和2年3月末時点

3. 太田川の現状と課題

2) 堤防の浸透に対する安全性

根谷川においては、堤防の詳細点検の結果、約 1.9km の区間で安全性が不足しています。

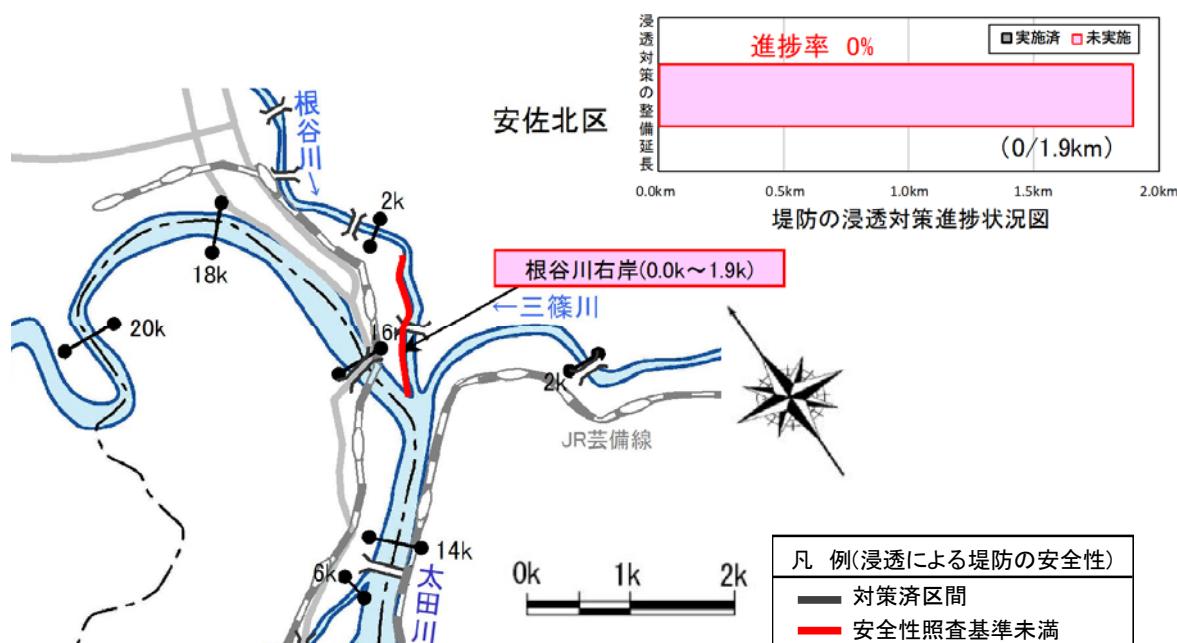


図 3.1.66 堤防の浸透に対する安全性の状況（根谷川）

※令和2年3月末時点

※注:色のない箇所は、居住地側が計画高水位より高い場合や山などで、調査の必要がない区間

3.1.10 支川滝山川

(1)氾濫域の特性

太田川合流点から安芸太田町加計付近までの滝山川左岸側の堤内地には加計の中心市街地を抱え、人口・資産が集積しています。また、河床は急勾配で集落の背後には山が迫っています。

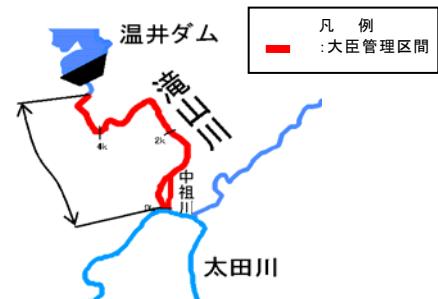


図 3.1.67 滝山川対象区間

(大臣管理区間)

(2)現状と課題

1)河道整備の状況

平成 14 年に加計の中心市街地から約 5 km 上流に温井ダムが完成しました。滝山川においては、これまでの河川整備と温井ダムの洪水調節効果¹⁾により、観測史上最大洪水である昭和 63 年 7 月洪水（滝山川：480m³/s）を安全に流下させることができます。

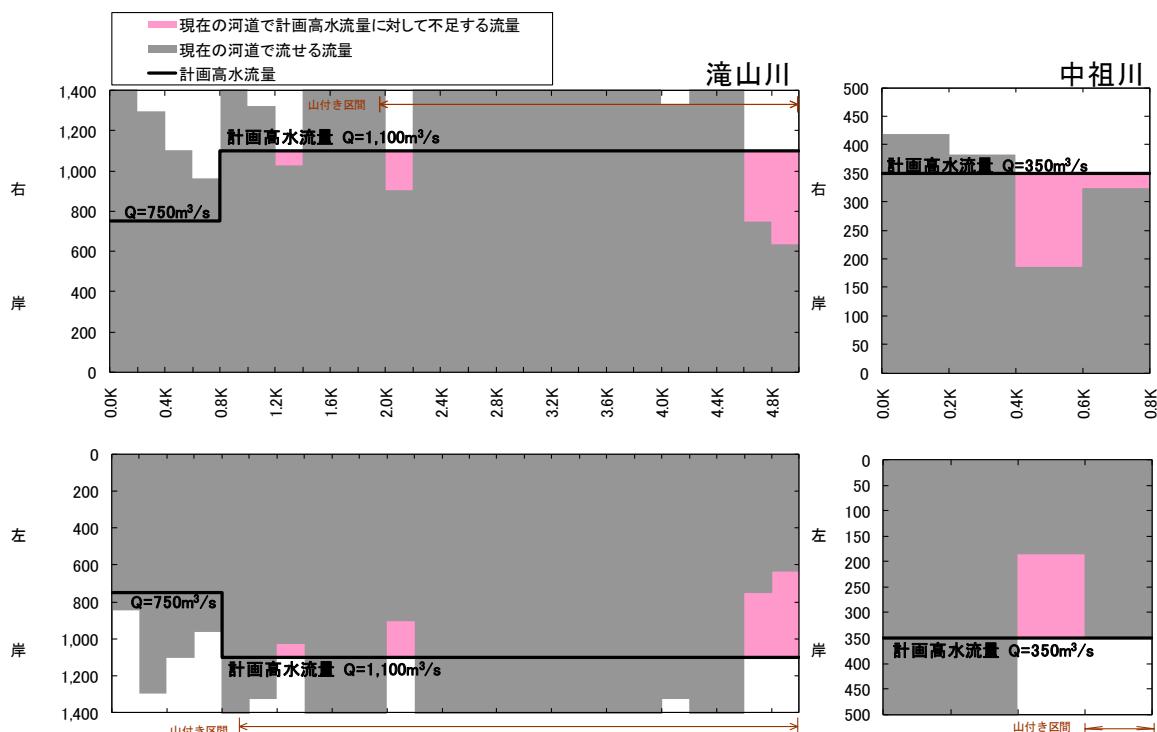


図 3.1.68 現況流下能力図（滝山川、中祖川）

※令和 2 年 3 月末時点

¹⁾ ここでいう温井ダムの洪水調節効果とは、現在行っているゲート開度を一定にした操作で発揮される洪水調節効果のこと。

3. 太田川の現状と課題

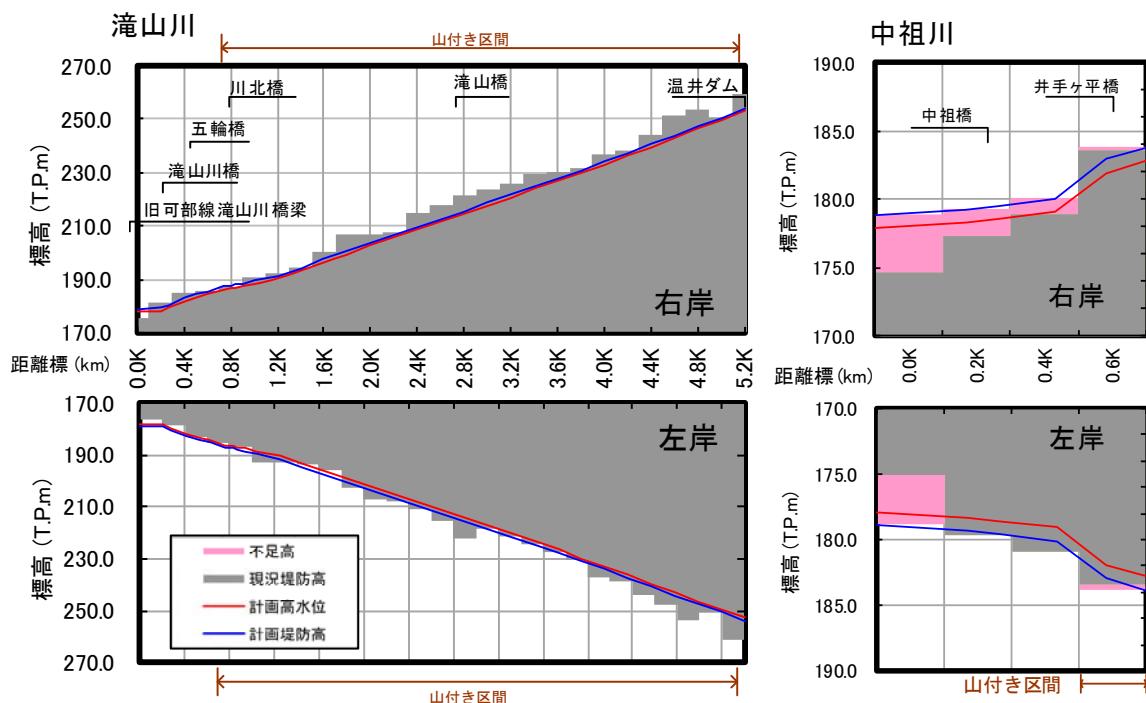


図 3.1.69 堤防高縦断図(滝山川、中祖川) ※令和2年3月末時点

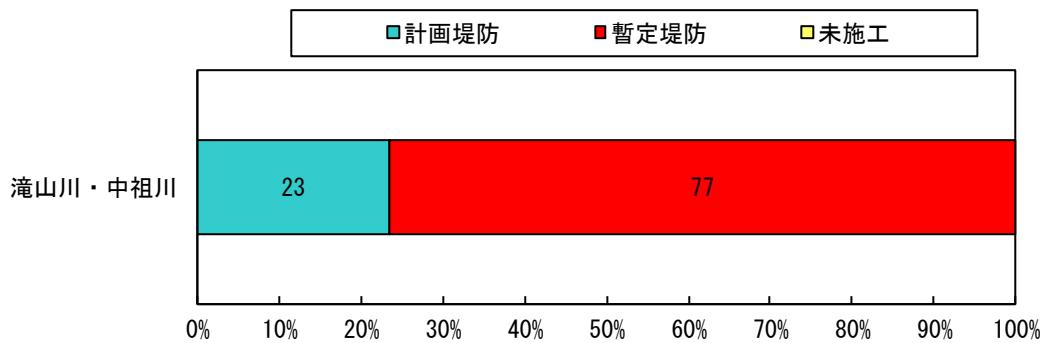


図 3.1.70 堤防整備率(滝山川、中祖川) ※令和2年3月末時点

3.1.11 既設ダムの洪水調節効果

温井ダムは、平成 14 年 3 月に、太田川水系で洪水調節機能を持つ初めてのダムとして完成し、洪水時に太田川の水位低減効果を発揮しています。

トピック: 平成 30 年 7 月豪雨時の温井ダム洪水調節効果

温井ダム上流域では流域平均雨量 256mm（7 月 5 日 5 時～7 月 7 日 5 時）となり、ダムへの最大流入量は約 $480\text{m}^3/\text{s}$ を記録しました。

温井ダムでは防災操作を実施し、さらに太田川中・下流の被害低減を図るため特別防災操作¹⁾に切り替え、最大貯留時の流入量 $415\text{m}^3/\text{s}$ のうち、 $315\text{m}^3/\text{s}$ を調節し、合計約 1 千万 m^3 の量の洪水を貯めました。

特別防災操作により広島市安佐北区安佐町飯室付近の水位を通常の防災操作で発揮される効果からさらに約 40cm 低減させる効果があったものと推定されます。

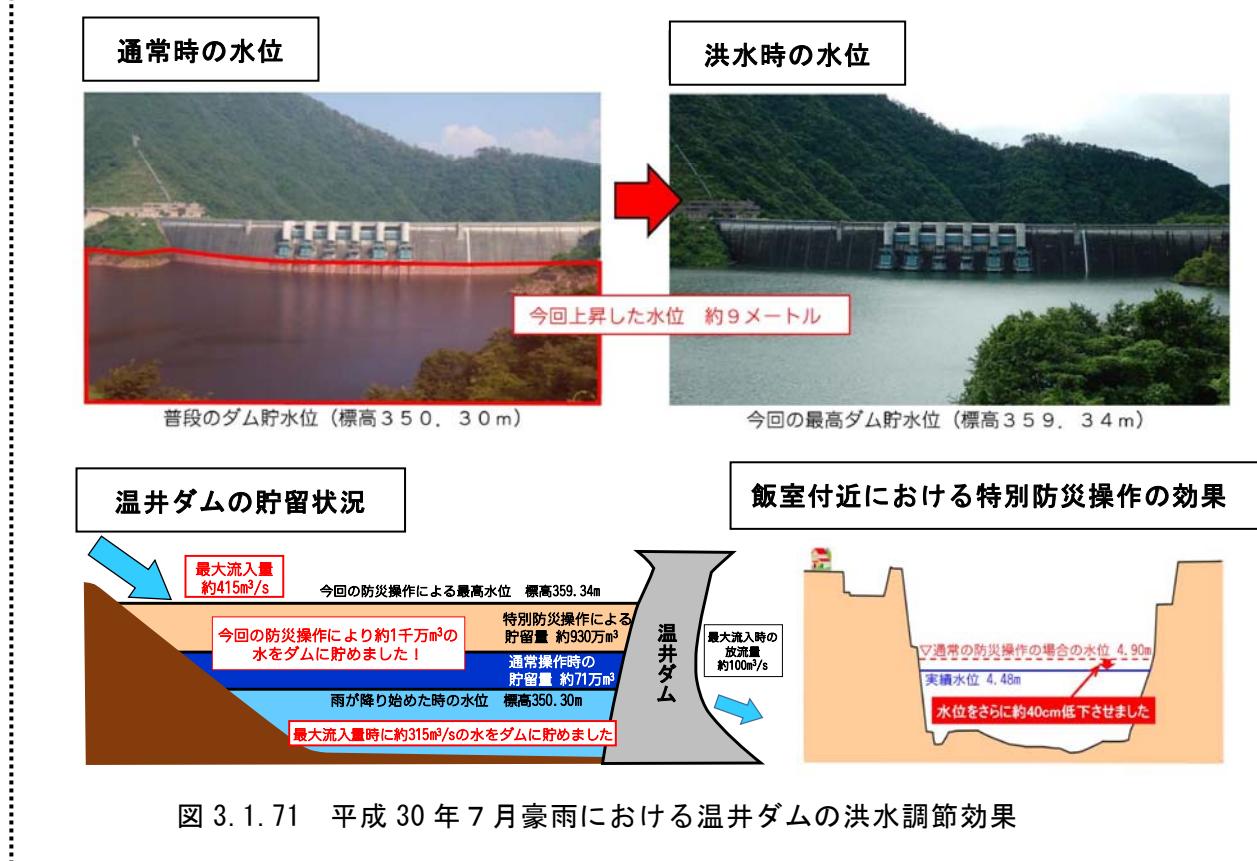


図 3.1.71 平成 30 年 7 月豪雨における温井ダムの洪水調節効果

1) 特別防災操作とは、下流の被害を軽減するために貯留量を増やして容量を有効に活用する高度な操作である。

3.1.12 減災・危機管理対策

(1) 災害時の対応

洪水時や地震時には、巡視及び点検により、河川管理施設や許可工作物の異状を早期に発見し、被害の拡大を防止するため迅速な対応に努めています。また、洪水時には排水樋門、排水機場等の河川管理施設を確実に操作して、被害発生の未然防止、又は軽減に努めています。

さらに、堤防の決壊や越水、又は内水氾濫による居住地側での浸水被害が発生した時には、関係機関と協力した水防活動と合わせて、排水ポンプ車等を機動的に活用し、被害の軽減に努める必要があります。しかし、迅速かつ効率的な水防活動を実施するための防災拠点等の空間確保が課題となっています。



図 3.1.72 排水ポンプ車出動状況
(平成 30 年 7 月豪雨 : 奥迫川排水機場)

(2) 的確な避難のための取組

防災・減災を図るためにには、堤防整備等のハード対策に合わせ、ソフト対策も実施していくことが必要です。太田川及び支川の大川管理区間は、洪水予報河川及び水防警報河川に指定されています。洪水予報は地域住民の避難等につながる重要な情報であり、気象庁と共同して迅速に発表する必要があります。また、水防警報は迅速に発令することで、円滑な水防活動が可能となり、災害の防止・軽減を図ることにつながります。

また、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、水害による被害の軽減を図るため、河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定・公表しています。さらに、洪水浸水想定区域を含む市町では、洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために避難場所等の必要な事項が記載された洪水ハザードマップの作成・公表が義務付けられています。今後も、ソフト対策として、沿川の市町が発令する避難勧告等の判断材料となる情報の発信や円滑な避難行動をとるための洪水ハザードマップ等の作成・普及支援を充実させる必要があります。平成 24 年 4 月からは、NHK 総合の「地上デジタルデータ放送」にて、各県に河川水位等防災情報提供の放送を開始しています。

太田川河川事務所では、洪水時に住民の主体的な避難を促進するため、緊急速報メールを活用した洪水情報のプッシュ型配信¹⁾に取り組んでいます。

また、危機管理体制の構築を図るうえで、雨量、水位及び流量等の河川情報をより分かりやすく、かつ効率的に伝達することが重要です。さらに、地

¹⁾ プッシュ型配信とは、受信者側が要求しなくとも発信者側から情報が配信される仕組みをいう。

域住民も参加した防災訓練により災害時のみならず、平常時からの防災意識の向上を図っていく必要があります。

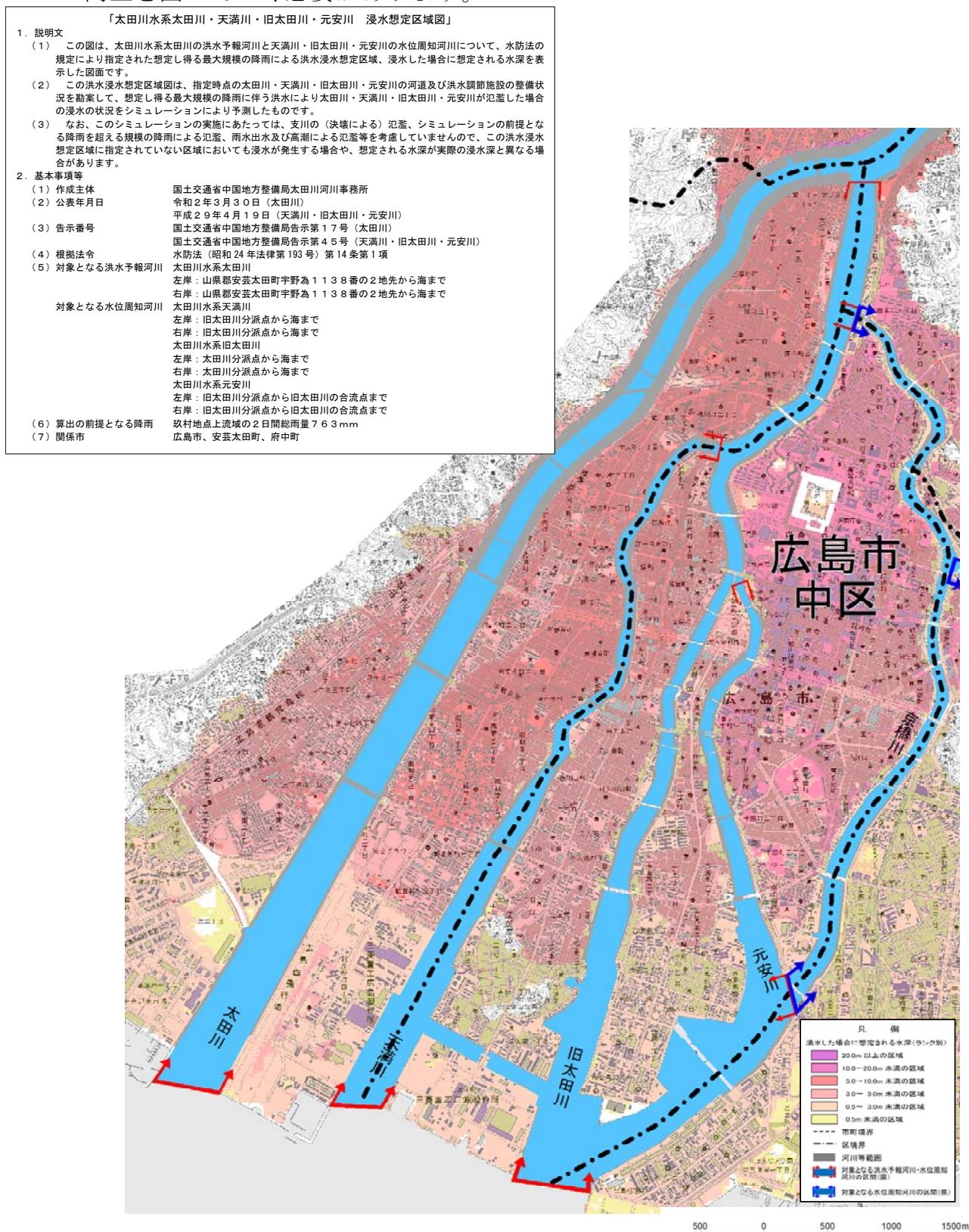


図 3.1.73 現状で想定最大規模の洪水が発生した場合に浸水するおそれがある範囲

3.2. 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持並びに河川環境に関する現状と課題

3.2.1 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項

(1) 水利用の現状

太田川では、江の川水系の土師ダムからの分水も合わせ、発電用水、工業用水、水道用水、農業用水等、広域的かつ多用途な水利用がなされています。

農業用水は、約 3,100ha の農地でかんがいに利用されており、許可水利権として最大約 $4 \text{ m}^3/\text{s}$ の取水が行われています。

また、水道用水は、広島市だけでなく流域外の呉市や瀬戸内海の島しょ部まで広域的に配水されており、約 $10\text{m}^3/\text{s}$ の取水が行われています。太田川水系に存在する唯一の多目的ダムである温井ダムは、水道用水を供給する役割も担っています。

さらに、水力発電用水として、発電ダムに貯留された水が、小水力発電も含め 23 箇所の発電所で最大出力約 87 万 kW の発電に利用されています。



図 3.2.1 太田川の流水の水道用水として供給される区域

表 3.2.1 太田川水系における取水量の内訳 (単位 : m^3/s)

	取水量 (m^3/s)
発電用水	546.6
水道用水	10.3
工業用水道	3.4
農業用水	3.5
その他	0.2
合計	564.0

※農業用水は許可水利権に基づき作成

※水道用水・工業用水は土師ダムの分水を含む
(平成 31 年 3 月末現在)

表 3.2.2 太田川上流に設置されている主な発電専用ダムの諸元

ダム名	立岩ダム	樽床ダム	王泊ダム
完成年月	昭和 14 年 8 月	昭和 32 年 10 月	昭和 10 年 7 月
目的	発電	発電	発電
有効貯水容量	15,100 千 m^3	17,500 千 m^3	26,100 千 m^3

(2) 流況

流域の降水量は全国平均より多く、上流部では冬季の積雪も多いことから、年間を通じて比較的豊富な水量に恵まれています。

一方で、太田川水系河川整備基本方針で定められた流水の正常な機能を維持するため必要な流量¹⁾（基準地点矢口第1：概ね $15\text{m}^3/\text{s}$ ）に対して、現状では流量を確保できていない年が発生しています。

また、平成6年には、太田川水系で98日間の取水制限が実施されたことで、広島市では97日にも及ぶ減圧給水が行われるなど、4市21町の約155万人の人々が影響を受けました。

近年では、多目的ダムである温井ダムが平成14年に完成し、渇水時においても温井ダムより流水の正常な機能の維持のための補給を行うことから、流量は概ね安定的に確保されています。

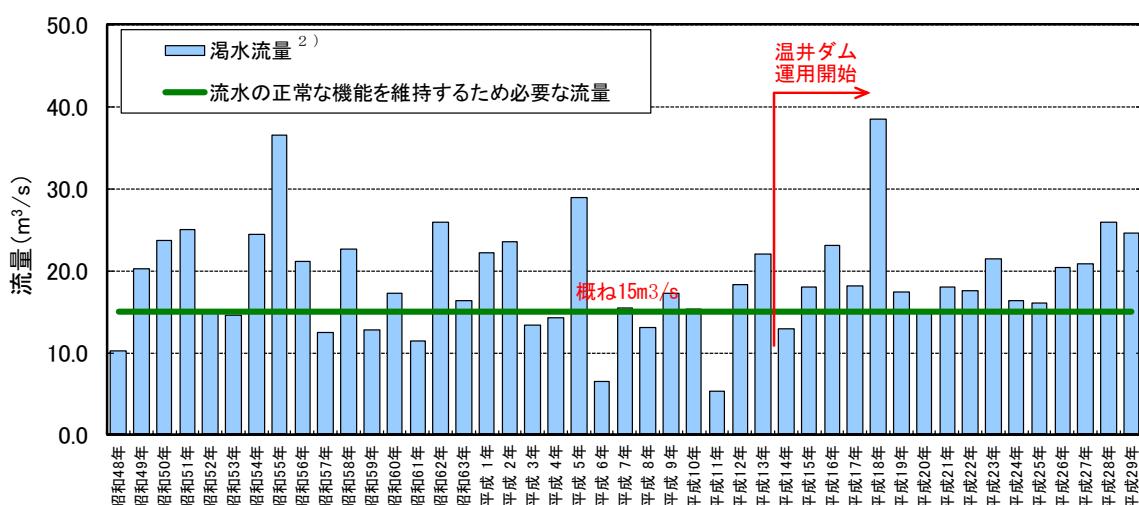


図 3.2.2 太田川 基準地点矢口第1における渇水流量の経年変化

1) 流水の正常な機能を維持するため必要な流量とは、動植物の保護、漁業、景観、流水の清潔の保持等を総合的に考慮して定める維持流量及び水利流量からなっている。

2) 渇水流量とは、1年分の1日平均流量を多い順に並べて、355番目の流量のこと。

(3)水利用の課題

太田川の水は広域的かつ多目的に利用されており、ひとたび渇水や水質事故等により太田川からの取水が制限されると、地域住民の方々の社会生活や企業活動に重大な影響を及ぼすことが想定されます。

また、水力発電はCO₂を発生させないクリーンエネルギーですが、中上流部の約60km(太田川)の区間では、発電のために取水された川の水が導水管を通り利用されるため、その間、河川の流量が少なくなる「減水区間」が発生しています。

このため、関係機関との調整により流水の正常の機能を維持するための流量の確保に努めています。

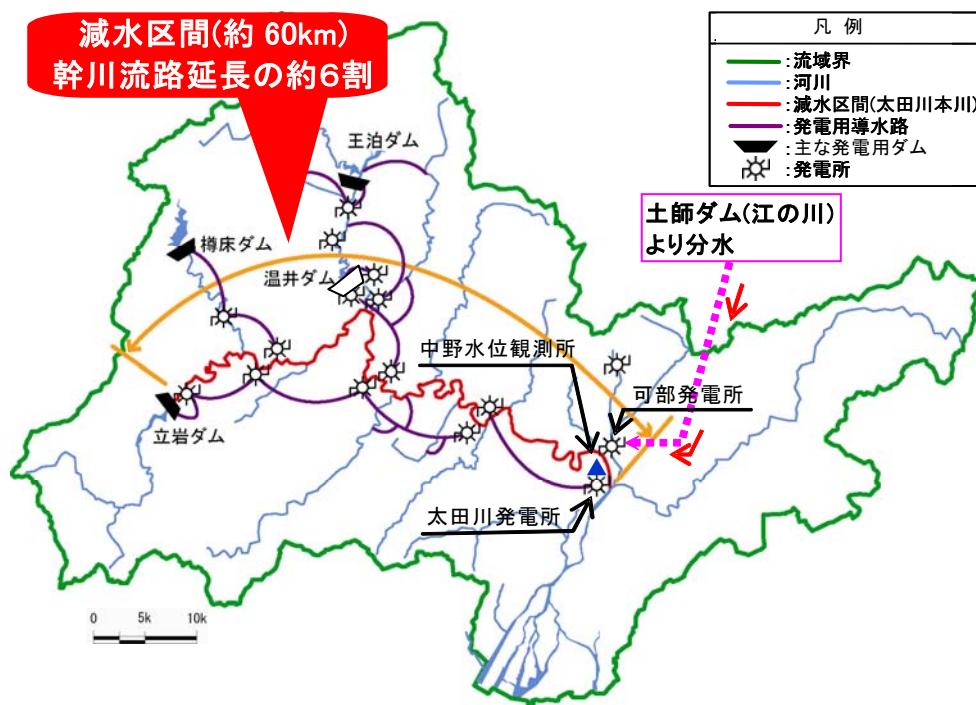


図 3.2.3 太田川における減水区間の範囲

3.2.2 河川環境の現状と課題

(1) 自然環境の現状と課題

太田川水系の河川空間は、多様な生物が生息・生育・繁殖する自然環境を有しています。

表 3.2.3 太田川水系の河川空間における重要な種¹⁾の確認種数

分類群	種数
魚類	18 種
鳥類	17 種
哺乳類	2 種
両生・爬虫類	6 種
昆虫類	26 種
底生動物	15 種
植物	38 種

(平成 26~30 年度 河川水辺の国勢調査（現地調査）より)

1) 下流デルタ域

河床勾配が 1/2,000 程度と非常に緩やかな扇状地が広がっており、大潮時には最大で 4m の干満差^{らゆうみつ}が発生します。

市内派川の沿川は稠密に都市利用され、自然が非常に少ない状況にありますが、高潮堤防の整備に合わせ河岸緑地が整備されており、散策等の憩いの場として多くの市民に利用されています。

その一方で、干満差で現れる市内派川の河床は場所によっては有機泥が堆積し、においや見た目など水辺を利用する上での支障となっているため、環境の改善が必要です。

また、河口を含めた沿岸域は、江戸時代以降干拓や埋立てにより平地が造成されてきました。このため、かつて河口から沿岸域に広く形成されていた干潟や藻場の面積が減少しています。

このような状況の中で、太田川放水路は通水から 50 年が経過し、両岸に多様な干潟や塩生湿地環境が創出されています。

高潮時には河岸沿いに干潟が現れ、ハマサジ、フクド等の塩生植物の群落が広島湾域で唯一まとまって形成されています。また、汽水域の上流側にはヤマトシジミが、下流側にはアサリが生息しています。

太田川では、緊急用河川敷道路の整備を行う場合には、多様な干潟・塩生湿地環境に影響を与える可能性があります。

¹⁾ 「文化財保護法」、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」、「環境省レッドリスト 2019」、「広島県の絶滅のおそれのある野生生物(第3版) レッドデータブックひろしま 2011」、「広島市の生物－守りたい生命の営み－追補版」掲載種を対象としている。

そのため、干潟の機能等を検証するとともに、干潟の再生等の有効な環境保全措置の検討が必要です。なお、治水上、掘削等を行う場合には、植物、魚類等の多様な生息・生育・繁殖環境に与える影響への配慮が必要です。



2) 下流部

河床勾配は1/400～1/1,000程度で、沿川は平野が広がり、河口から約15kmの安芸大橋上流付近までが感潮域となっています。

また、早瀬や淵等が形成されており、なだらかな浮き石状の瀬にはアユの産卵場が存在し、ワンド状の止水、緩流部には、ミナミメダカやチュウガタスジシマドジョウ、スナヤツメ南方種が生息しています。

なお、治水上、掘削等を行う場合には、特にアユの産卵場や植物・魚類等の多様な生息・生育・繁殖環境への配慮が必要です。



多様な生息・生育環境が残る下流部

3) 中流部

河床勾配は1/100～1/400程度で、谷底平野で蛇行を繰り返しています。沿川には、安芸太田町の加計や戸河内の市街地を除くと小集落が点在する程度で、今なお人の生活と自然が調和する自然が残っています。

大小の瀬・淵が多数存在する変化に富んだ河道が形成され、緩流域の水際植生付近にはオヤニラミが生息しています。

また、砂礫河原にカワラハハコが、洪水時に冠水する岩場にはキシツツジが生育しています。

太田川では、平成5年から「魚ののぼりやすい川づくり推進モデル事業」により、取水堰における魚道の改築等を進めてきました。その結果サツキマスが河口から76kmの地点にある鱈溜ダム下流まで遡上していることが確認され、河道の連続性の高い河川となっています。

なお、治水上、掘削等を行う場合には、植物、魚類等の多様な生息・生育・繁殖環境に与える影響への配慮が必要です。

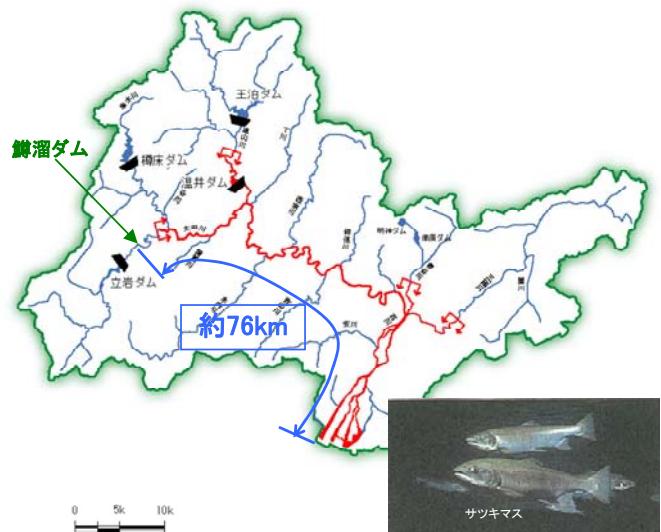


図 3.2.4 太田川のサツキマスの遡上可能区間

4) 支川三篠川

河床勾配は1/200～1/340程度で、下流は平瀬が続きますが、上流側は山間を流れ、蛇行を繰り返しています。太田川下流域の代表的な支川です。河川内にはタチヤナギ、キシツツジなどの樹木、ツルヨシ、オギなどが生育しており、魚類はニホンウナギ、ドジョウ、アカザ、ドンコなどが生息しています。

なお、治水上、掘削等を行う場合には、植物、魚類等の多様な生息・生育・繁殖環境に与える影響への配慮が必要です。



ツルヨシ



ドジョウ

5) 支川根谷川

河床勾配は1/150～1/400程度で、河川内は平瀬が多くなっており、沿川は住宅地となっています。河川内には、ツルヨシが生育しており、ニホンウナギ、アカザ、ミナミメダカ、カジカ、ドンコなどの魚類や、オオサンショウウオがみられます。

なお、治水上、掘削等を行う場合には、植物、魚類等の多様な生息・生育・繁殖環境に与える影響への配慮が必要です。



アカザ



ミナミメダカ

6) 支川滝山川

河床勾配が1/90程度の渓流であり、温井ダムの下流に位置し、沿川は山地となっています。河川内には、ユキヤナギやシモツケ、キシツツジなどが生育し、アユ、カジカ、カワヨシノボリなどの魚類が生息しています。温井ダム完成から18年が経過し、温井ダム下流では洪水による河川の攪乱頻度や上流からの供給土砂量が減少したことにより、河床材料が粗粒化しており、アユ等の魚類の生息環境に影響を及ぼしています。このため、温井ダムの下流において、アユ、カジカ等の生息環境の改善の取組を行っており、効果の検証が必要です。

なお、治水上、掘削等を行う場合には、植物、魚類等の多様な生息・生育・繁殖環境に与える影響への配慮が必要です。



カジカ

7)支川古川

河床勾配は 1/900 程度で、多自然川づくりとしてせせらぎ公園等の親水護岸が整備され、市街地の中を緩やかに流れしており、住民によく利用されています。河川内には、オオタチヤナギの樹林が分布し、アユ、オイカワ、ヨシノボリ類などの魚類が生息しています。また、地元団体によりホタルの幼虫が放流されています。

なお、治水上、掘削等を行う場合には、植物、魚類等の多様な生息・生育・繁殖環境に与える影響への配慮が必要です。



古川 多自然川づくり

8)外来種

太田川には、外来種として、植物のオオキンケイギクやシナダレスズメガヤ、沈水植物のオオカナダモ、魚類のブルーギルやタイリクバラタナゴなどが確認されています。外来種により在来種が駆逐され、生態系のバランスの崩壊などの悪影響を与えることが懸念されます。



オオキンケイギク

9) 物質循環

生物のエネルギー源や構成体として必要な栄養塩¹⁾は、森林地等から流出し河川を通じて海域へ流れ、下流デルタ域のシジミ、広島湾のカキをはじめとする生物を育んでおり、森・川・海のそれぞれの機能の維持が求められています。

太田川河川事務所では、太田川から広島湾へ供給される栄養塩の量を把握するため、ケイ酸等の測定を行っています。

川は、森と海を結ぶ回廊という役割を有しており、流域の良好な環境を保つため、健全な物質循環を確保する必要があります。



広島湾におけるカキ養殖



ケイ酸測定結果

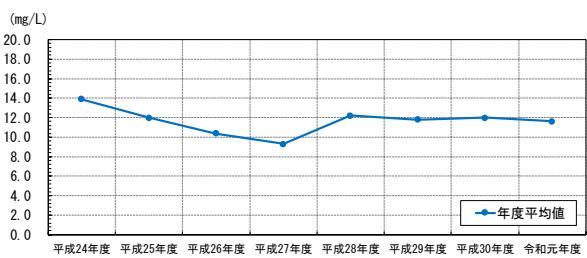
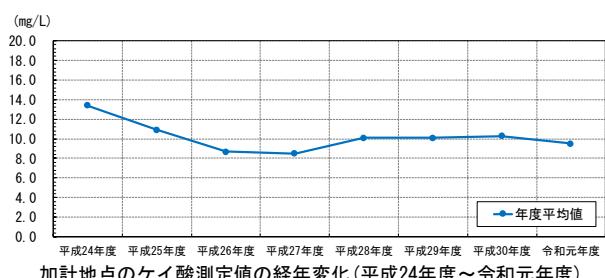
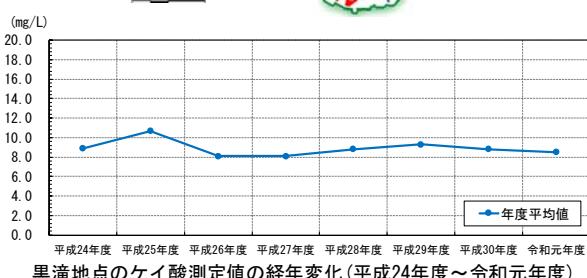
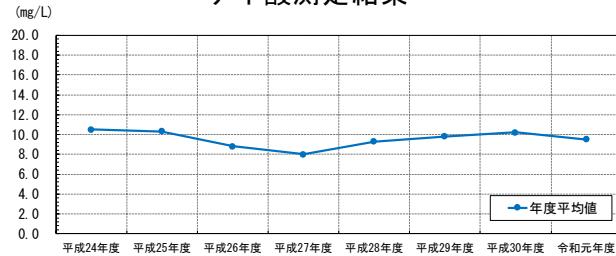


図 3.2.5 太田川水系におけるケイ酸の測定地点と測定結果

1) 栄養塩とは、植物プランクトン等の栄養となるケイ酸塩、リン酸塩、硝酸塩、亜硝酸塩などのこと。

(2) 水質の現状と課題

1) 環境基準類型指定状況

太田川水系の環境基準¹⁾の水域類型指定²⁾の状況を見ると、太田川放水路はB類型³⁾、太田川下流部と中流部はA類型³⁾、大臣管理区間の市内派川はA類型³⁾に指定されています。また、支川は、古川下流がB類型³⁾、三篠川はA類型³⁾、根谷川下流はB類型³⁾に指定されています。また、湖沼の指定状況では、温井ダム貯水池(龍姫湖)がA類型³⁾及びII類型³⁾⁴⁾に指定されています。

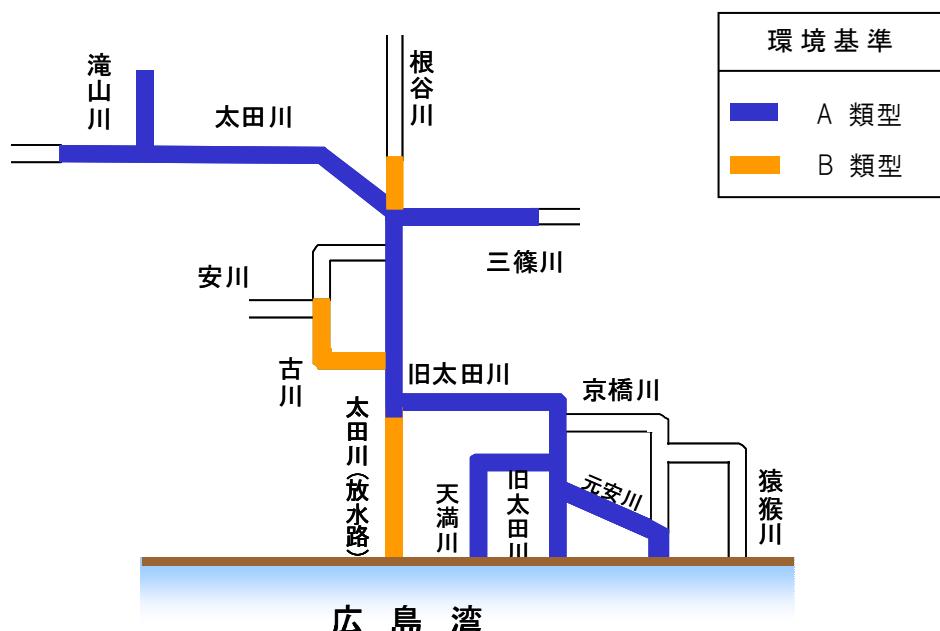


図 3.2.6 太田川水系の大臣管理区間における環境基準の水域類型指定

注)環境基準の水域類型指定については、太田川水系の大臣管理区間のみを記載しています。

¹⁾ 水質汚濁に係る環境基準とは、人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準のこと。

²⁾ 水域類型指定とは、環境基準で定めた類型を水域で指定すること。二以上の類型を設け、かつ、それぞれの類型を当てはめる水域を指定すべきものとして定められる場合には、政府は、政令で定めるところにより、その地域又は水域の指定の権限を都道府県知事に委任することができる。

³⁾ 河川の類型指定では、AA類型:BOD1.0mg/l以下、A類型:BOD2.0mg/l以下、B類型:BOD3.0mg/l以下。
湖沼の類型指定では、A類型:COD3.0mg/l以下、II類型:全窒素0.2mg/l以下・全隣0.01mg/l以下。

⁴⁾ 全窒素の項目の基準値を除く。

表 3.2.4 太田川水系の大臣管理区間における環境基準の水域類型指定(河川)

水 域 名	水 域 の 範 囲	類 型	達成 期間	環 境 基 準 点	指 定 年 月 日
太田川下流	祇園水門より下流	B	イ	旭橋	昭和 45. 9. 1 指定
太田川上流	行森川合流点より祇園水門まで	A	イ	戸坂上水道取水口	昭和 45. 9. 1 指定
太田川上流(二)	明神橋から行森川合流点まで	A	イ	柴木川下流 加計 高山川下流 壬辰橋	昭和 50. 6. 13 指定
天満川	全域	A	イ	昭和大橋	昭和 45. 9. 1 指定
旧太田川	全域	A	イ	舟入橋	昭和 45. 9. 1 指定
元安川	全域	A	イ	南大橋	昭和 45. 9. 1 指定
吉川下流	安川合流点より下流	B	ハ	東原	昭和 50. 6. 13 指定
三篠川	全域	A	イ	深川橋	昭和 50. 6. 13 指定
根谷川下流	代田一合橋より下流	B	ロ	根の谷橋	昭和 50. 6. 13 指定
滝山川	温井ダム貯水池の水域に係る部分を除く全域	A	イ	滝山川河口	昭和 50. 6. 13 指定 平成 18. 3. 2 変更

※) 達成期間の分類は次のとおりである。

イ:直ちに達成、ロ:5年以内で可及的すみやかに達成、ハ:5年を越える期間で可及的すみやかに達成

表 3.2.5 太田川水系の大臣管理区間における環境基準の水域類型指定(湖沼)¹⁾

水 域 名	類 型	達成 期 間	指 定 年 月 日
温井ダム貯水池(龍姫湖)(全域)	A	イ	平成 18. 3. 2 指定
	II	イ	

※) 達成期間の「イ」は「直ちに達成」を示す。

¹⁾ 全窒素の項目の基準値を除く。

2)水質の現状と課題

太田川水系の大蔵管理区間においては、公共用水域等の水質調査として16地点で水質観測を行っています。BOD 75%値¹⁾については、平成10年頃までは一部の地点で環境基準値を上回ることもありましたが、近年ではいずれの地点でも環境基準を満足し、概ね良好な水質が保持されています。

また、下流部の祇園水門から可部にかけての太田川の水は、環境省が選定する「名水百選」に選定されています。今後も、現在の良好な水質を維持する必要があります。

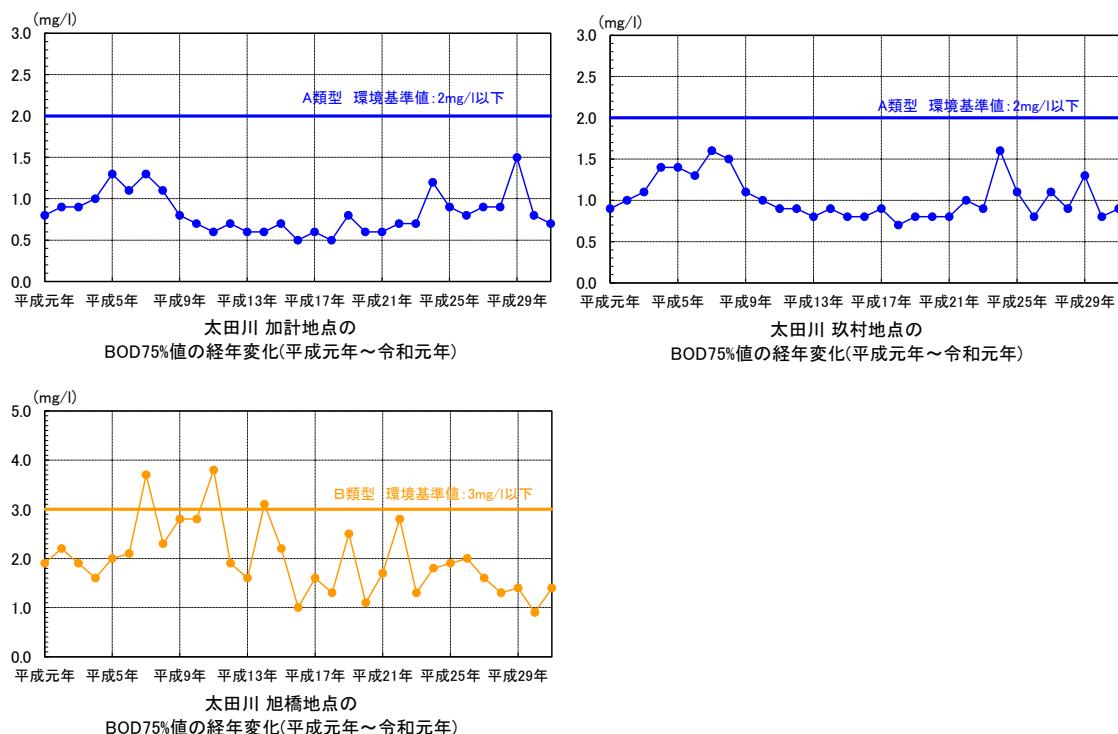


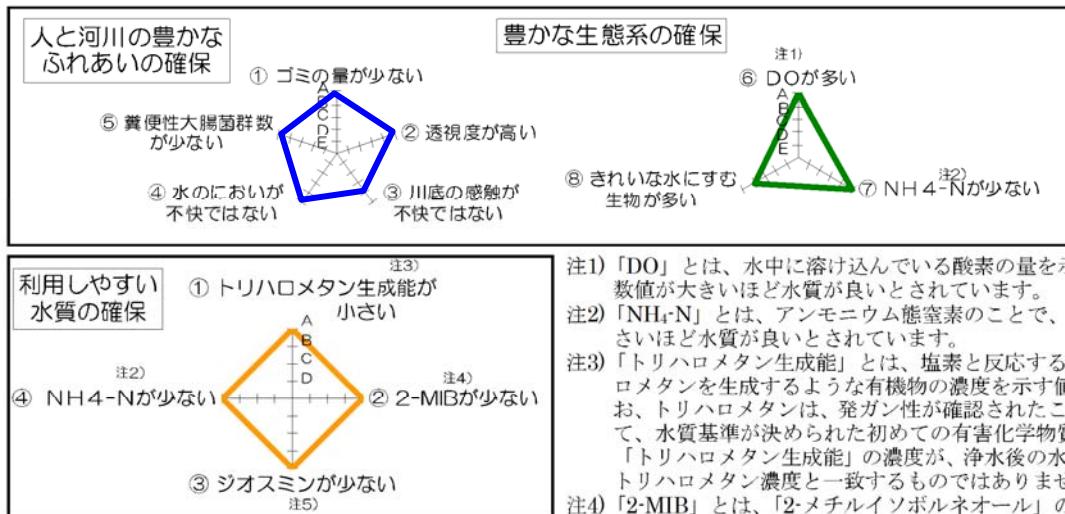
図 3.2.7 太田川水系における主な地点における水質の経年変化状況

¹⁾ BODとはBiochemical Oxygen Demandの頭文字をとったもので、日本語では「生物化学的酸素要求量」という。これは、水中の有機物が微生物によって分解されるときに消費される酸素の量で表され、数字が小さいほど水質が良いとされている。また、75%値とは、年間観測データを良い方から並べて、上から75%目の数字のこと。

また、河川の水質を多様な視点から総合的に評価するため「人と河川の豊かなふれあいの確保」や「豊かな生態系の確保」、「利用しやすい水質の確保」の視点から設けられた新しい水質指標について、地域の方々と協働で調査を実施しています。

この調査には、人の感覚による測定項目として、ゴミの量、透視度、川底の感触、水の臭いの調査が含まれており、現地で体感・評価できるものとなっています。

令和元年に太田川水系で実施した調査結果では、概ね良好な結果が得られています。



- 注1) 「DO」とは、水中に溶け込んでいる酸素の量を示します。数値が大きいほど水質が良いとされています。
 注2) 「NH₄-N」とは、アンモニウム態窒素のことです、数値が小さいほど水質が良いとされています。
 注3) 「トリハロメタン生成能」とは、塩素と反応するとトリハロメタンを生成するような有機物の濃度を示す値です。なお、トリハロメタンは、発ガン性が確認されたことによって、水質基準が決められた初めての有害化学物質ですが、「トリハロメタン生成能」の濃度が、浄水後の水道水中のトリハロメタン濃度と一致するものではありません。
 注4) 「2-MIB」とは、「2-メチルイソボルネオール」のことです。
 注5) 「ジオスミン」とは、「2-MIB」と同様に、カビ臭の原因物質の一つです。

図 3.2.8 太田川水系における「新しい水質指標」の調査結果例

(矢口川上流地点：令和元年)

注)多角形が大きいほど良好な水質であることを示します。

ランク	説明	ランクのイメージ	項目と評価レベル			
			ゴミの量	透視度(cm)	川底の感触	水のにおい 大腸菌群数(個/100L)
A	綺麗な水につけてやすい		川の中や水面にゴミは見あらない。また、ゴミがあるが全く臭くない。	100以上	不快感がない	100以下
					不快でない	
B	川の中に入れて遊びやすい		川の中や水面にゴミは目につけが、臭くない。	70以上	ところどころヌルヌルしているが、不快ではない	1000以下
C	川の中に入れないと困ることがある		川の中や水面にゴミがあつて不快である。	30以上	ヌルヌルしており、不快である	1000を超過するもの
D	川の水に魅力がない、川に近づきにくい		川の中や水面にゴミがあつて、とても不快である。	30未満	水に鼻を近づけて不快な臭いを感じる。底の水間に立つと不快な臭いを感じる。	

ランク	説明	項目と評価レベル	
		DO(mg/L)	NH ₄ -N(mg/L)
A	生物の生息・生育・繁殖環境として非常に良好	7以上	0.2以下
B	生物の生息・生育・繁殖環境として良好	5以上	0.5以下
C	生物の生息・生育・繁殖環境として良好とは言えない	3以上	2.0以下
D	生物の生息・生育・繁殖しない	3未満	2.0を超えるもの

水生生物の生息

I	きれいな水 ・カワゲラ ・ナガレトビグラ 等
II	少し汚い水 ・コガラシ・トビグラ ・オオシマトビグラ 等
III	汚い水 ・ミズムシ ・ミズカマキリ 等
IV	大変汚い水 ・セスジヌスリカ ・チヨバエ 等

図 3.2.9 調査項目と評価レベルの標記例

(3) 河川利用の現状と課題

太田川の河川空間は、多様な自然環境や河川敷のオープンスペース、ダム湖周辺を活用して、様々な目的で利用されています。

1) 下流デルタ域

下流デルタ域は、市街地面積に占める水面の比率が全国屈指の高さであり、そのため、広島市は「水の都」と呼ばれています。

市内派川沿いにある原爆ドームや平和記念公園周辺は、国際平和都市「広島」を象徴する空間であり、原爆ドームが世界遺産に、平和記念公園が国の名勝に指定され、世界中から多くの人々が訪れる場所となっています。

また、市内派川は都市の中に貴重なオープンスペースを提供しており、一連に整備された河岸緑地は散策や通勤、通学に利用され、市民の貴重な憩いの空間となっています。

水の都として魅力的な都市づくりを進めていくための”よりどころ”として、市民と行政(国・県・市)の協働により平成2年に「水の都ひろしま」整備構想、平成15年に「水の都ひろしま」構想が策定されました。

水の都ひろしまの実現に向けて、河川管理者(国・県)や広島市だけでなく、利用者である市民や企業等が協働して取組を行うため、平成14年に市民、企業・観光関係者、学識経験者、行政(国・県・市)で構成する「水の都ひろしま推進協議会」が設立されました。取組の方針や社会実験の枠組みを協議・決定しており、「水の都ひろしま」推進計画(第1次)(平成15年)に基づき様々な取組が行われています。河川管理者においてもこれを踏まえ、水辺の整備を推進しています。

なかでも、快適な都市の水辺空間の創出を目的として元安川に整備された河岸(原爆ドーム対岸の親水テラス)では、「水辺のコンサート」や「灯ろう流し」等が催され、多くの市民に活用されています。

また、平和記念公園の来訪者や市民の憩いの場、交流の場、さらに、潤いと安らぎを感じる風景となるよう、質の高い水辺の空間を創出するため、河川敷占用の規制緩和の特例措置を活用し、元安川「水辺のオープンカフェ(独立店舗型)」の取組を平成20年度から行っています。



下流デルタ域中心部の様子

【「水の都ひろしま」構想の目的と基本方針】

～目的～

- ①水辺などにおける都市の楽しみ方の創出
- ②都市観光の主要な舞台づくり
- ③「水の都ひろしま」にふさわしい個性と魅力ある風景づくり

～基本方針～

- ☆つかう(市民による水辺の活用)
- ☆つくる(水辺空間の整備とまちづくりとの一体化)
- ☆つなぐ(水辺のネットワークと水の都の仕組みづくり)

平成 26 年 3 月には、第 1 次計画の期間満了に伴い、平成 26 年度から概ね 10 年間を計画期間とする「水の都ひろしま」推進計画（第 2 次）が策定されましたが、最近の外国人観光客数の増加、舟運の活性化などの計画を取り巻く状況の変化を踏まえ、平成 31 年に水辺とまちをつなぐネットワークづくりの強化、情報発信の強化などの観点から計画が見直されました。今後、河川管理者としても、さらなる水辺空間の整備が求められています。

その一方で、下流デルタ域は干満の影響を受けやすく、河川の流速が遅いことなどから、干満差で現れる市内派川の河床は場所によっては有機泥が堆積し、においや見た目など水辺を利用する上での支障となっています。

また、不法係留船による流水の阻害や景観阻害などの問題も懸念されます。

そのほか、汽水域や干潟では、ハゼ釣りやシジミ・アサリ採りが行われています。



元安川の河岸利用



北大橋左岸のアンダーパス



旧太田川の河岸利用

2) 下流部

下流部は、高水敷がサッカー、野球、グランドゴルフ等のスポーツやレクリエーション空間として多くの人に利用されています。また、アユをはじめとする魚釣りも行われています。

3) 中流部

中流部では、アユをはじめとする魚釣りや河原での水遊び等が行われています。

また、滝山川では平成 14 年に完成した温井ダムの「龍姫湖まつり」や洪水貯留準備水位¹⁾への移行時における放流等が行われ、新たな観光資源として地域の活力向上等に寄与しています。

また、中流部には、中国自動車道戸河内 IC や加計スマート IC 等が整備されており、遠方からの来訪者も含め多くの方が水辺を利用しています。

一方、水際部に雑草、樹木等が繁茂しており、利用にあたり危険性も高いため、河川利用の安全性を向上させることが必要です。



温井ダムの放流

¹⁾ 洪水貯留準備水位とは、洪水の発生する可能性が高い時期（主に夏期）において、ダムの貯水位を下げることによって洪水調節容量を増やす操作を行うが、その時に維持する水位のことです。

4) 支川古川

古川では、昭和 49 年に多自然川づくりを全国に先駆けて実施し、都市部における多様な自然河川空間を創出しています。

古川の河川整備にあたっては、「古川の川づくり」として、地域住民の方々と行政が意見交換をしながら空間整備を行っています。

ホタルの復活を合い言葉に、都市部において子ども達が自然の水辺にふれあえる河川空間を創出することを目的に整備された「古川せせらぎ公園」を中心に、地域住民の方々が主体となった清掃、イベント活動が行われるなど、河川愛護活動も盛んです。

このように河川利用が盛んな古川ですが、近年の局地的豪雨により急な増水が発生しており、急な増水による水難事故を防止するための取組が必要です。

また、散策等の利用者が多く、日常的な利用における利用者の安全を確保する必要があります。



せせらぎのタベ



地域住民による河川清掃



古川での川遊び

5) 環境教育

川は、「感性・知識・行動力」を育む空間として子どもたちにとって魅力あるフィールドであり、貴重な自然体験の場です。

また、川は古くから人々の暮らしに密接に係わっており、地域の歴史、文化が学べる場でもあります。

太田川においては、「かこがわ水辺の楽校（三篠川）」（平成 19 年度完成）等の水辺の楽校が整備されています。

また、「町ぐるみで集い、ふれあい、育つ川」をテーマに「ふるさとの川整備事業」として、滝山川で水辺とのふれあい空間を整備し（平成 19 年度完成）、子どもたちが安心して活動できる自然体験の場を提供しています。



水生生物調査の様子



かこがわ水辺の楽校の様子



滝山川の整備状況

6) 舟運の適正利用

下流デルタ域を流れる市内派川は、江戸時代から舟運が盛んで、物資輸送が盛んに行われていました。

現在、モータリゼーションの発達により、舟による物資の輸送は行われていませんが、水上タクシーや遊覧船等の運航が行われており、水上交通のネットワークづくりが行われています。

地域や観光で訪れた多くの方がこれらを利用しており、適正な利用により水上の安全を確保することが必要です。

(4) 景観の現状と課題

下流デルタ域を流れる市内派川は、江戸時代の舟運が盛んだった当時をしのばせる雁木や常夜灯の土台石等、歴史的構造物が数多く存在しています。

市内中心部の基町地区(元安川)には、平和記念都市広島を象徴する原爆ドームや平和記念公園があり、これらの施設の上流には基町環境護岸が整備されています。昭和54年から昭和58年にかけて整備された基町環境護岸は都市と河川の景観の調和を考慮した先駆的事例です。

また、可部市街地から上流の中流部では西中国山地の山あいを蛇行を繰り返しながら流れる太田川と、狭隘な谷底平野で静かにたたずむ集落と玉石による石垣の景観が豊かな自然景観や田園景観を形成しています。

太田川は多様な景観を有しており、地域特性に応じた景観を維持、形成していく必要があります。



基町環境護岸（下流デルタ域）



原爆ドームと
平和記念公園(下流デルタ域)



山間狭隘部に点在する集落(中上流部)



太田川中上流部で見られる玉石を用いた石垣

3.3 維持管理に関する現状と課題

河川は日々その状態を変化させていることから、太田川及び支川の大蔵管理区間においては巡視や点検、測量、様々な調査等により、日常から河川管理施設や河道状況の把握に努め、計画的な維持管理を実施しています。

河川の維持管理に関しては、災害発生の防止又は軽減、河川の適正な利用、流水の正常な機能の維持及び河川環境の整備と保全の観点から、河川の有する多様な機能を十分に發揮できるよう河川や地域の特性を反映した維持管理に係る計画を定め、適切な維持管理を行う必要があります。

太田川においては、維持管理を行う上で以下の2つの事項が重要であるとともに、今後の大きな課題であると考えています。

- ①太田川は、昭和7年から直轄改修事業に着手し、それ以降、堤防整備等の事業を進めてきました。そのため、建設から長期間が経過し、老朽化した河川管理施設が数多く存在し、今後その維持補修費の増大が見込まれるため、予防的な維持補修の検討が必要であり、ライフサイクルコストの縮減を含めた施設の長寿命化が重要な課題です。
- ②今後の河川管理は、「治水と環境の調和」を基本とし、川の営みを活かした河道管理が重要であり、太田川においても、河川整備実施後に土砂の再堆積や樹木伐開後の再繁茂が生じにくい河道を形成することが必要です。このため、必要なモニタリング等を実施し、そこで得られた知見を今後の河川整備に活かしていくことが重要な課題です。

(1) 河川管理施設の老朽化・操作等

太田川においては、設置から長期間を経過した水門や樋門等が多く存在し、今後、これらの施設数の増加が見込まれているため、構造物の老朽化対策が大きな課題となってきます。近年では集中豪雨等による急激な水位上昇の発生があること、また、社会情勢の変化や流域住民の高齢化により樋門操作員の確保が困難になりつつあるとともに樋門操作に関する技術の伝承も必要です。

構造物については、その機能を適切に発揮させるため、日常から各施設の状況を的確に把握し効果的・効率的な維持補修に努め、施設の長寿命化を図るとともに、その機能を適切に維持する必要があります。

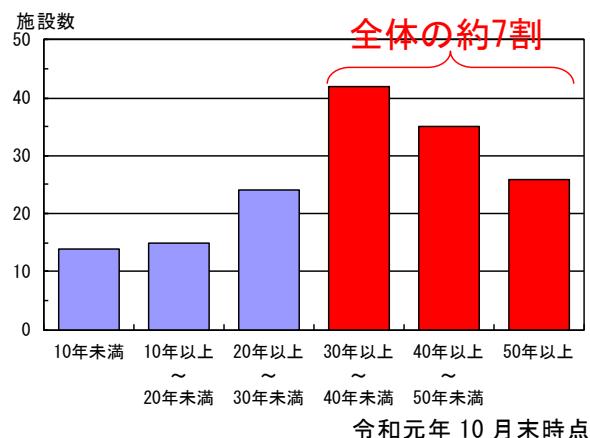


図 3.3.1 河川管理施設(水門、樋門等)設置後の経過年数(太田川：大臣管理区間)

表 3.3.1 高瀬堰・祇園水門・大芝水門・温井ダムの諸元

施設名	管理者	目的	諸 元				
			堰上高 (m)	固定部 (m)	可動部	敷高 (TPm)	ゲート 型式
高瀬堰	国	洪水の安全な流下・利水・発電放流水の逆調整	5.50	なし	43m×6門 10m×1門	8.15	鋼製ローラーゲート
祇園水門	国	分水	3.10	143.70	32m×3門	0.00	鋼製ローラーゲート
大芝水門	国	分水	3.60	92.80	13.33m ×3門	-0.50	鋼製ローラーゲート

施設名	管理者	目的	諸 元			
			型式	堤高 (m)	堤頂長 (m)	堤体積 (m ³)
温井ダム	国	洪水調節・上水道用水の供給・河川環境の保全・発電	アーチ式コンクリートダム	156.0	382.0	約810,000
						385.0

表 3.3.2 大臣管理区間における河川管理施設の施設数(令和2年3月末現在)

施設名	堰	排水機場	水門	排水樋門 取水樋門	その他	ダム
箇所数	3	3	3	232	2	1

*) 堰（祇園水門、大芝水門、高瀬堰）、排水機場（戸坂、矢口川、奥迫川）、水門（八幡川、矢口川、友竹川）、その他（江波1号陸閘門、江波2号陸閘門）、ダム（温井ダム）、排水門・取水門の数は「太田川維持管理計画」による

1) 大芝水門、祇園水門等の大規模構造物の老朽化

大芝水門、祇園水門は完成から50年以上が経過し老朽化が進むとともに、潮位変動の影響をうける祇園水門では、扉体内部の発錆や腐食の拡大が確認されています。

これらの状態に対して、施設の機能を適切に發揮させるために、日常の点検による適切な施設の状態の監視と、点検結果による装置・設備等の信頼性の評価を実施し、予防的かつ計画的な維持補修を行っていく必要があります。

一方で大芝水門、祇園水門は、適切な分派機能の確保、大規模地震（レベル2地震動）発生時における施設機能の維持を目的とした施設の改築も必要となります。

現状の大芝水門、祇園水門の施設機能の維持を図るための維持補修にあたっては、これらの改築時期との調整を図りつつ、維持補修が必要な装置・機器等が設備全体機能に及ぼす影響度等の特性を把握し、必要最小限の対策によって、ライフサイクルコストの縮減及び施設の長寿命化を図っていくことが必要です。

2) 太田川放水路及び市内派川の堤防の空洞化

太田川放水路の堤防・護岸は、昭和30年代に施工され、すでに50年以上が経過しています。

これらの堤防等は、常時、潮位変動の影響を受け、護岸裏の盛土材の吸い出し等により護岸の空洞化が確認されています。

また、市内派川の高潮堤防についても、同様に空洞化が確認されています。

このため、堤防や護岸に変状が確認された場合には、早期に必要な維持、補修を行っています。また、経年的な劣化が生じる可能性がある施設の増大とともに、維持管理コストを軽減させるため、平成13年より、施設の健全度を評価する照査を実施しています。

照査の結果、約1割にあたる2.0kmで、空洞化に対する対策が必要なことが判明したため、平成21年から空洞化対策を実施し、平成24年に完了しました。

今後も引き続き河川巡視及び堤防点検等を行い、早期の発見、対策を行う必要があります。



空洞化による天端の陥没(市内派川)



空洞化対策実施後(市内派川)

(2) 川の営みを活かした持続可能な河道管理

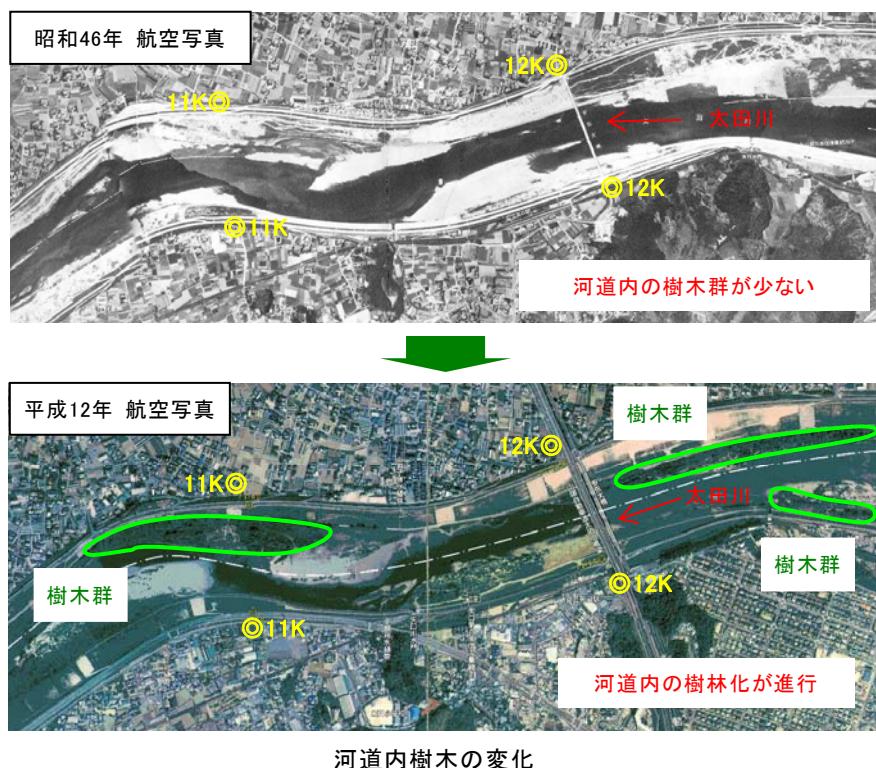
太田川は、過去、砂礫を主体とした河原の河川環境及び景観を有していましたが、流況の平準化やみお筋の固定化等により、河道内に多くの樹木群が繁茂しています。これらの河道内の樹木群は、現在、鳥類をはじめとした様々な生物の生息・生育・繁殖環境も提供していますが、河川内にその生活環境を求めるなくとも生活史を支えることが可能だと考えられる生物も確認されています。

また、河道内の樹木は、洪水時の水位伝播を遅らせることで洪水のピーク流量を低減させる効果や、河岸の流速を弱め堤防や河岸の防護に寄与することがありますが、その一方で、洪水時には水位の上昇や流木の発生原因となります。

特に、高瀬堰の下流では、繁茂した樹木が洪水の抵抗となり、流速が低減することで土砂の堆積、みお筋の固定化が進み、樹林化が一層進行し、流下能力を低下させています。

さらに、河道内に繁茂した樹木は洪水時に流出し、橋脚等に集積することで水位上昇を生じさせ、浸水被害を拡大させるおそれがあります。

そのため、樹木の繁茂と伐採を繰り返すこれまでの河道管理を見直し、「治水と環境の調和」を図り、川の営みを活かした持続可能な河道管理を行う必要があります。



(3) 河川管理施設等の維持管理

1) 河川管理施設の点検、モニタリング、維持補修

堤防は、過去から洪水等の度に拡築、かさ上げ等を繰り返し築造された内部が不明確な構造物です。

下流部の堤防は、過去に堤体や基礎地盤等からの漏水や法すべり等が発生しています。

また、中流部では、河床勾配が急なため出水時の流速が速いことから、洗掘により護岸の崩壊が生じやすい状況にあります。

このようなことから、適切な頻度で堤防除草を実施するとともに、洪水時はもとより日常の河川巡視の実施や出水期前及び出水後の堤防点検等により堤防の変状を的確に把握し、必要に応じて適切な維持修繕を行うことが重要です。

2)水質事故対策

事故やテロ等による河川やダム等の貯水池への汚濁物質の混入等、突発的に発生する水質事故に対処するため、日常の河川やダム等の貯水池の巡視等により水質事故に係わる汚濁源情報の迅速な把握に努めるとともに、「太田川水質汚濁防止連絡協議会」による情報連絡体制の徹底に努める必要があります。

3)河川環境に関する調査

太田川水系の多様な河川環境を保全するため、日常からの巡視や河川及びダムでの「河川水辺の国勢調査」に加えて、水生生物調査や高瀬堰等での魚道調査の実施等により生物の生息・生育・繁殖状況や河川空間の利用状況を調査し、河川管理に活用しています。

今後も太田川の特性に応じた維持管理を行うため、環境を調査し、調査結果を有効に活用する必要があります。

(4)土砂動態の把握

広島の中心市街地を流れる市内派川の流量は、大芝水門及び祇園水門により制御されていますが、分派地点では複雑な流れによる河床変動が洪水時の分派量に影響を与えるとともに、局所的な洗掘により河川管理施設の損壊が発生するおそれがあります。

また、現状では支障はないものの、今後の洪水等により、ダム・堰の貯水池内への異常な土砂流入が発生した場合には、土砂の堆積により貯水容量の減少等が生じるおそれもあることから、河道内や貯水池内の土砂動態を継続的に把握しておく必要があります。



大芝水門



祇園水門

(5) 河川空間の適正な利活用のための管理

1) 不法係留船

洪水時に船舶が流出して橋梁に塞き止められた場合には、水位上昇を引き起こし氾濫被害をもたらすおそれがあるとともに、船舶が橋梁や護岸等に衝突した場合には、これらの施設が損傷するおそれがあります。

また、船舶の沈没、破損等が油流出による水質事故の原因となり、河川の水面清掃の妨げや水上交通の航行上の支障となるなど、多くの問題が生じます。さらに、無秩序な係留による景観阻害が懸念されています。

そのため、治水上の問題や水辺を含む周辺景観等に配慮し、必要性の高い区域から順次「重点的撤去区域」に指定して、不法係留の防止に取り組んでいます。

係留船の数が減少しているものの、現在でも不法係留船が河川内に係留されており、引き続き、不法係留の抑制、撤去等の対応が必要です。



橋脚に引っ掛けたプレジャーボート



昇降梯子による河川護岸の損傷(元安川)

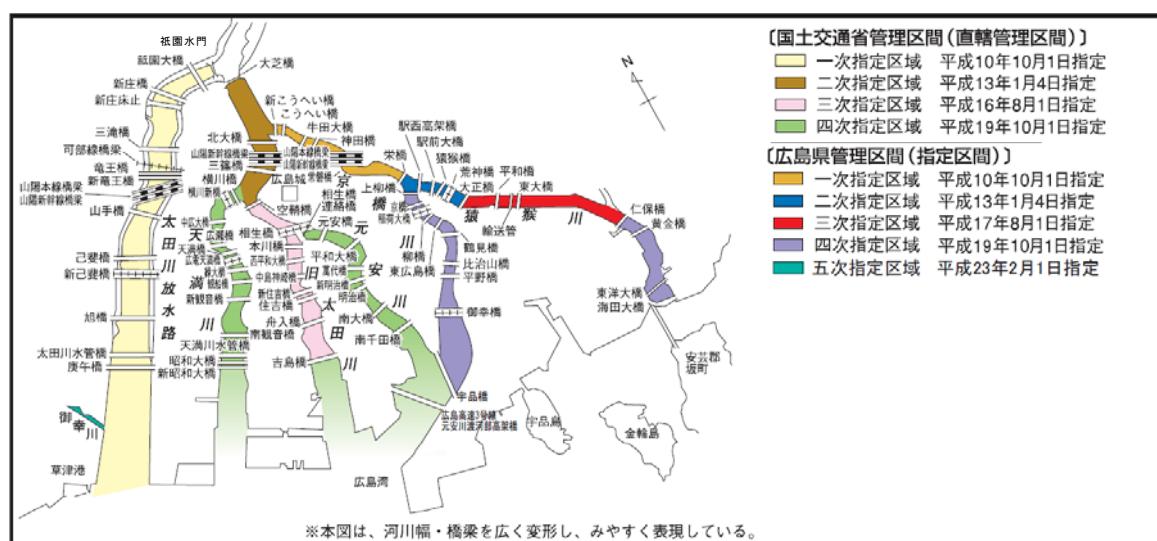


図 3.3.2 不法係留船の重点的撤去区域

2) 不法投棄

廃棄物の不法投棄は、河川の自然破壊や景観悪化にもつながるほか、洪水時に下流へ流出し、海浜環境にも影響を及ぼす可能性があります。

毎年、7月の「河川愛護月間」には、多数の地域住民の方々が参加する河川清掃イベント「クリーン太田川」が開催され、多くのごみが収集されています。

しかし、人目に付きにくい橋梁の下等において、廃棄物の不法投棄が絶えないため、引き続き清掃や啓発活動を行う必要があります。

(6) 地域との連携

太田川は、地域のかけがえのない財産として今後もより多くの人々に親しまるために、河川管理者、関係機関、市民団体、地域住民の方々等が、それぞれの役割を十分理解しつつ互いに連携し、さらには協働しながら、安全・安心で魅力あふれる川づくりが行えるよう取り組む必要があります。

連携と協働を実現するためには、治水、利水、環境に関する情報を地域と共有化することが重要です。

河川の持つ治水、利水、環境それぞれの機能は、河川管理者のみによって提供されるものではなく、地域住民の方々の行動が加わることではじめて十分な機能が発揮されるものです。

治水については、被害を最小限に止めるためには堤防等の施設整備を行うだけでは十分ではなく、災害を未然に防ぐための円滑な水防活動、住民の方々の安全な避難行動が執られるよう、地域と連携したソフト対策が必要です。また、より迅速かつ効率的な水防活動を実施するための空間確保など、水防拠点等の整備が必要となっています。

利水については、地域の方々に太田川の水利用について関心を持っていただくことが必要です。

河川環境については、太田川水系の歴史や文化、自然の豊かさを、将来を担う子どもたちに伝える必要があります。

また、「水の都」と称される良好な水辺景観を有している下流デルタ域においては、国、広島県、広島市、市民の協働により「水の都ひろしま」整備構想が平成2年3月に、「水の都ひろしま」構想が平成15年1月に策定されており、この推進計画（第1次：平成15年10月策定、平成21年3月改定、第2次：平成26年3月策定、平成31年3月改定）に基づき、近年では水辺の賑わい創出のため、都市・地域再生等利用区域の指定



京橋川オープンカフェ



元安川オープンカフェ

による占用許可による水辺のオープンカフェの取組を行っています。平成30年には、全国で進められている「かわまちづくり¹⁾」の中から、先進的な取組を讃える「かわまち大賞」が創設され、同年12月に元安川及び京橋川における「水辺のオープンカフェ」が創設後初めての大賞に認定されました。

また、市内派川では、「水の都ひろしま」推進計画（第2次）改定計画で掲げられている、～「水の都」にふさわしい空間づくり～をテーマとして、水辺の整備や産学官連携による太田川の底質改善に関する取組を行っています。

「水の都ひろしま」にふさわしい川づくりのため、より一層、水とふれあい、賑わいをもたらすべく、地域住民の方々等の活動を行政が側面から支援することが期待されています。

また、古川では、地元住民の方々により古川せせらぎ公園の清掃活動等が実施されています。さらに、毎年7月の「河川愛護月間」には、太田川流域一円で多くの地域住民の方々が参加して河川清掃を行う「クリーン太田川」も実施されるとともに、樹木管理においては、公募による樹木伐開等が行われています。

このような、水とふれあい、賑わいをもたらす活動や河川愛護の輪を広げ、今後も、さらに地域との連携と協働の体制強化、河川協力団体との連携等を推進し、地域住民の方々の要望や意見を踏まえながら河川整備等に取り組み、積極的な対応に努める必要があります。

また、太田川水系では、これまで幾度も水害が発生し、近年にも大きな被害を受けています。

本計画に基づき河川整備を着実に進め、治水安全度の向上を図ることとしていますが、河川整備には長い年月を要するため、その間に整備水準を超える規模の洪水が発生する可能性があります。

また、地球温暖化による気候変動の影響で洪水外力等の増大も懸念されます。

さらに、高齢化の進行に伴い要配慮者の増加、避難に要する時間の長期化も懸念されています。

今後、河川整備とあわせ、洪水被害の最小化に向け、地域づくりと一体となった治水対策に取り組む必要があります。

¹⁾ かわまちづくりとは、地域が持つ「資源」や地域の創意に富んだ「知恵」を活かし、地域活性化や観光振興などを目的に、市町村や民間事業者、地域住民等と河川管理者が各々の取組を連携することにより「河川空間」と「まち空間」が融合した良好な空間を形成し、河川空間を活かして地域の賑わい創出を目指す取組をいう。